

第 3 次 新五流域総合治水対策プラン
〈宮川流域における総合的な治水対策プラン〉

令和 7 年 3 月

岐 阜 県

宮川流域における総合的な治水対策プラン

－ 目次 －

はじめに	1
------	---

共通編

1 基本的な考え方	2
2 新たな課題・考え方とその対応方針	5
(1) あらゆる関係者が取り組む対策（流域治水に関する取組み）	5
(2) 河川管理者（岐阜県）が行う氾濫を出来るだけ防ぐ・減らすための対策	8
(3) 河川構造物の長寿命化・耐震化	10
(4) 適切な維持管理	12
(5) 災害への備え	14
(6) 自然共生川づくり・かわまちづくりの推進	17
(7) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進	18
3 計画の運用	19
(1) 具体的な事業計画の立案	19
(2) 事業推進体制の整備	19
(3) 河川環境のモニタリングと河川管理への活用	19
(4) 担い手育成・確保と DX	20
(5) 防災意識の向上	20
(6) 川づくり目標の見直し	20
(7) プランの見直し	20

流域編

1 宮川流域の現状	21
(1) 流域の姿と治水対策プランの経緯	21
(2) 水害の歴史	25
(3) 治水対策	27
(4) 河川環境	33
(5) 河川構造物	34
2 具体的な対策	35
(1) 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす（河川区域での対策）	35
(2) 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす（集水域での対策）	42
(3) 被害対象を減少させる（氾濫域での対策）	42
(4) 被害の軽減、早期復旧・復興（氾濫域での対策）	43
(5) 段階的な進め方	44
(6) 自然と共生した川づくり	48

はじめに

日本のほぼ中央に位置する岐阜県は、標高 3,000m を超える日本アルプスの山々や、それらを取り巻く美しい森林、長良川をはじめとする清流といった豊かな自然に恵まれており、古くから「飛山濃水」の地（「飛驒の山、美濃の水」の意）と呼ばれてきた。標高差の大きな複雑な地形や気候の恩恵を受け、様々な産業が発達し、また、多くの種の動植物も生息している。

一方で、その厳しい自然条件が故に災害も多く発生している。「飛山濃水」の“飛山”には山々の厳しさが、“濃水”には洪水の恐ろしさが暗示されているとも考えられる。こうした歴史や近年の気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化を考慮すれば、今後もますます災害リスクが高まっていくことは明らかであり、早急な対策が求められている。

そうした状況の中、いかに水災害から住民の命を守るのか、どのような対策を、いつ、どう進めるのか。その具体的な検討の基礎となるものが、この「新五流域総合治水対策プラン（新五流総）」である。

平成 26 年 3 月の「改定新五流総」策定から 10 年余りが経過し、短期目標としていた 10 年の計画期間が終了するとともに、水災害や治水事業を取り巻く情勢は大きく変化した。従来の河川管理者主体による河川区域内でのハード対策のみでは、上述した水災害の全国的な激甚化・頻発化に対して、計画的に治水安全度を向上させることは困難な状況となっており、そうした実態を受け、新しい水災害対策の方向性として示された“流域のあらゆる関係者が協働して”進める『流域治水』の考え方は、徐々に県民の間にも浸透してきている。

同時に、環境面では、生物多様性国家戦略 2023-2030 や国土形成計画でも謳われている『ネイチャーポジティブ』『グリーンインフラ』といった視点が一般的に主流となりつつあり、また社会経済的には、『カーボンニュートラル』への取組みも大きく前進し、加えて働き方改革を支える近年の技術革新に立脚した『DX』も治水事業の現場に取り入れられてきている。

こうした、河川を取り巻く自然・社会情勢の変化に合わせ、この「新五流総」も見直しを行うこととなった。前述の新しい考え方を積極的に取り入れ、特に各流域で実施する対策については、直接的に関係する『流域治水』の考え方と施策を全面的に盛り込み、今後の水災害対策検討の基礎として、新たに「第 3 次新五流総」を策定した。

新五流総は、県内の主要な 5 つの流域ごとに策定した「総合的な治水対策プラン」により構成しており、それぞれ、全流域の統一的な事項を整理した「共通編」と個別の流域の計画を示した「流域編」との 2 部構成としている。

（共通編のうち、流域に関する地名・河川名など、一部の文言は各流域に応じたものとしている）

共通編

1 基本的な考え方

岐阜県における近年の治水対策は、度重なる水害と「想定外の常態化」ともいうべき気象状況に鑑み、平成 19 年度から、河川改修やダム整備だけでなく、ソフト対策も含めた様々な手段を効果的に組み合わせ、上下流・本支川のバランスにも考慮し、総合的かつ段階的に安全度を向上させるよう進めてきた。想定を上回る洪水が発生した場合にも被害を最小化できるよう、警戒避難に資する河川情報の提供や、防災教育・水防活動への支援などによる地域防災力の向上、洪水氾濫時の被害軽減を図るための土地利用規制・誘導あるいは、伝統的防災施設である輪中堤・霞堤の役割や保全の重要性の周知といったソフト対策についても積極的に実施してきたところである。

平成 26 年には、県内外で発生した水災害や東日本大震災、中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故などを受けて本プランを改定し、堤防緊急点検に基づく対策や河川構造物の耐震化・長寿命化など施設の維持管理をハード対策として追加した。同時に、ソフト対策としては、要配慮者への対応を盛り込むなど、市町村と協働した施策も大幅に拡充した。

この改定以後、ハード・ソフト両面にわたって様々な取組みを進めた結果、ソフト対策の諸施策は徐々に地域に浸透していった一方、ハード対策は緊急度の高い区間でこそ概ね計画通りに河川改修を進められたものの、その他の区間では、用地取得難航など様々な要因により改修が進まず、短期目標である 10 年では、全体の進捗が約 6 割程度に留まることとなった。ただし、改修を進めることができた緊急度の高い区間においては、最近の豪雨時にもその役割を果たしており、これまでの取組みの意義は大きかったといえる。

一方で、近年では気候変動の影響等により、全国各地で豪雨災害が激甚化・頻発化している。短期目標であるこの 10 年を振り返ってみても、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨や平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風など大規模な水災害が多く発生しているほか、県内でも令和 2 年 7 月豪雨、令和 3 年 8 月の大雨、令和 6 年 8 月の台風第 10 号と、立て続けに中小河川の氾濫が発生しており、その対策強化が急務となっている。

また、平成 28 年の熊本地震、令和 6 年の能登半島地震といった、震度 5 以上の大規模地震も相次いで発生している。地震の影響は河川やその流域にも現れており、液状化による堤防の沈下や土砂の生産流出による災害リスクの高まりなどへの備えも重要となっている。

令和 2 年 7 月には、国によって「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」の答申が取りまとめられ、河川整備など事前防災対策を加速させるだけでなく、“あらゆる関係者が協働して”流域全体で水災害対策に取り組む「流域治水」への転換が始ま

っている。

県では、平成 29 年の水防法改正を機に、それまで取り組んできた施策の内容を踏まえ「新五流総地域委員会」を「大規模氾濫減災協議会」に位置付けるとともに、令和 2 年には「流域治水協議会」に参画し、県下 6 水系における流域治水プロジェクトのもと、多層的な対策を推進している。また「岐阜県強靱化計画」に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」などを活用して防災事業を推進している。

平成 25 年の河川法の一部改正以降、河川管理施設については、河川維持管理計画や「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」に基づき、予防保全型管理への転換やそれによる長寿命化により、施設機能の維持と更新費用の平準化に向けた計画的な取り組みを進めている。引き続き、定期的に計画を見直しつつ、PDCA サイクルに基づいた持続可能な施設の維持管理に取り組んでいく必要がある。

また、同種あるいは異種の災害が同時または時間差で起こる複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化と、それらによる災害関連死の増加が懸念される。令和 6 年の能登半島地震とその後の豪雨においてその問題が明らかになったように、本プランが対象とする水害においても、大規模地震被災後の複合災害等への対策が求められる。

さらに、令和 6 年 5 月には「生態系ネットワークのあり方検討会」の提言を受け、ネイチャーポジティブを実現させる取り組みも喫緊の課題となっている。岐阜県は、かねてより、『自然の水辺復活プロジェクト』を推進しており、岐阜県版多自然川づくりである「自然共生川づくり」に取り組み、『岐阜県自然共生川づくりの手引き』に基づく「川づくり目標」を各河川に設定して河川管理を行ってきた。今後は、調査・計画・設計・施工・維持管理・更新・災害復旧等、河川管理における全ての段階・過程を対象に、河川環境に関する最新の知見を採り入れながら、ネイチャーポジティブ実現に向け、自然共生の取り組みを強化していかなくてはならない。

以上を踏まえ、今回の改定では「気候変動」と「流域治水」を新たな視点に加えるとともに、新たな河川整備の短期計画の推進、平成 26 年 3 月「改定新五流総」での短期計画に位置付けていた事業のうち未実施となっている改修の早期完了、堤防の耐震化とそれによる被害軽減、ならびに、災害からの早期復旧に向けての検討を加速する。

また、ネイチャーポジティブの実現に向けて望ましい河川環境の保全・再生・創出に力点を置いた自然共生川づくりの実践や、カーボンニュートラル・脱炭素に向けた対応、ICT を活用した建設工事などデジタルトランスフォーメーション（DX）を含む新たな課題への対応を推進することで、岐阜県らしい、総合的な川づくりを目指していく。図-1.1 は、これらを要約したものである。

新たな治水対策プラン(令和7年3月版)

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす

河川区域

持続可能な河道の流下能力の維持・向上

河道掘削、引堤、樹木伐開、雨水排水施設等の整備

流水の貯留

治水ダムの建設、ダムの事前放流、調節池整備、
総合治水対策特定河川事業の実施

河川管理施設の長寿命化・耐震化

排水機場・樋門等の予防保全型の維持管理

河川管理施設の維持管理

河川管理施設や許可工作物の維持管理の実施

集水域

雨水貯留機能の拡大

田んぼダムとしての利活用検討、流域内における森林整備、
ため池等の治水利用、民間開発による貯留施設設置指導、
雨水貯留浸透施設の整備・補助制度の運用

土砂・洪水氾濫の防止

砂防関係施設の整備、治山施設の整備等

② 被害対象を減少させるための対策

氾濫域

浸水範囲を減らす

土地の開発指導等、不動産取引時の水害リスク情報提供、
立地適正化計画及び防災指針の位置付け・検討、
伝統的防災施設の保全に向けた普及啓発

③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

氾濫域

土地のリスク情報の充実

水害リスク情報空白地帯解消、多段型水害リスク情報発信

避難体制を強化する

ハザードマップやタイムラインの作成、防災訓練の継続的实施・
充実、アプリ・WEB等を用いた防災情報の発信、水防資材配布、
防災教育、危機管理型水位計等・河川監視カメラ設置・増設、
災害時応急対策用資機材備蓄拠点整備

経済被害の最小化

要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成支援

氾濫水を早く排除する

排水ポンプ車の配備

④ グリーンインフラの取組み

- ・自然と共生した川づくりの推進
- ・かわまちづくり、ミズベリング
- ・河川の水質浄化対策
- ・魚道の機能回復
- ・総合学習支援(環境)

⑤ 河川の整備・管理におけるDXの推進

- ・新技術を活用した点検
- ・災害リスク情報の発信
- ・災害時の迅速な被災状況の把握
- ・ICTを活用した建設業の生産性向上

図- 1.1 総合的な治水対策プラン（第3次）の体系

(1)あらゆる関係者が取り組む対策(流域治水に関する取組み)

流域治水は、図-2.1 に示すように「河川区域」のみならず、「集水域」や「氾濫域」も含めて、「①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「②被害対象を減少させるための対策」、「③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を柱に、地域の特性に応じ、様々な手法を適切に組み合わせた取組みを実施する。

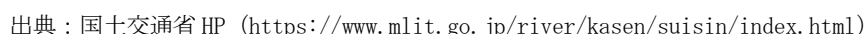


図- 2.1 流域治水施策のイメージ

本プランでは、岐阜県の地域特性に即した流域治水対策を、流域の関係者が一体となって推進することが重要である。そのため、国の施策をまとめた「流域治水施策集 Ver2.0 水害対策編」(図-2.2)や、岐阜県気候変動適応センターとの共同研究成果「岐阜県における流域治水の効果的な推進のための分析レポート(初版)」(図-2.3)を基に、市町の担当者や各流域の新五流総地域委員会での議論を重ね、土地利用被覆状況や地域特性に応じた流域治水施策を選定した。

流域治水施策集

河川区域における対策
集水域における対策
氾濫域における対策

流域治水の役割分担

目的	施策	実施主体	関係法令等	法定計画等（川内適用）	予算・税制	Page
河川区域における対策	洪水氾濫の防止	#1 河川改修・ダム・治水施設等	河川法 河川法施行令 河川法施行規則 河川法施行令施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則 河川法施行令施行規則	一般財源 国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債 地方債	p.7
		#2 ダム事業推進	ダム法 ダム法施行令 ダム法施行規則	ダム法 ダム法施行令 ダム法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.8
	渾濁・高濁による氾濫の防止	#3 渾濁防止施設等の整備	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.9
		#4 治水施設・ポンプ（河川）	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.10
	洪水氾濫の防止（河川の沿岸部の対策）	#5 治水施設・ポンプ（河川）	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.11
		#6 治水施設・ポンプ（河川）	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.12
	内水の排除（排水設備の整備）	#7 治水施設・ポンプ（河川）	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.13
		#8 治水施設・ポンプ（河川）	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.14
	河川への遠山崩れ 市街地等の洪水の防止	#9 治水施設・ポンプ（河川）	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.15
		#10 治水施設・ポンプ（河川）	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.16
	市街地等の洪水の防止	#11 治水施設・ポンプ（河川）	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.17
		#12 治水施設・ポンプ（河川）	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.18
	農地等の洪水の防止	#13 治水施設・ポンプ（河川）	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.19
		#14 治水施設・ポンプ（河川）	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.20
集水域における対策	土砂・洪水氾濫の防止	#15 治水施設・ポンプ（河川）	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.21
		#16 治水施設・ポンプ（河川）	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.22
	治水による被害の防止	#17 治水施設・ポンプ（河川）	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.23
		#18 治水施設・ポンプ（河川）	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.24
	森林の浸透・保水機能の発揮	#19 治水施設・ポンプ（河川）	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.25
		#20 治水施設・ポンプ（河川）	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.26
	野営地の保全（治水の被害）	#21 治水施設・ポンプ（河川）	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.27
		#22 治水施設・ポンプ（河川）	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.28
	新たな居住に対し、立地を規制する 関係者のための対策	#23 治水施設・ポンプ（河川）	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.29
		#24 治水施設・ポンプ（河川）	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.30
	地方の自治体に対し、 治水の対策を支援する	#25 治水施設・ポンプ（河川）	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.31
		#26 治水施設・ポンプ（河川）	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.32
	既存の居住に対し、 移転を促す	#27 治水施設・ポンプ（河川）	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.33
		#28 治水施設・ポンプ（河川）	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.34
氾濫域における対策	防災まちづくり	#29 治水施設・ポンプ（河川）	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.35
		#30 治水施設・ポンプ（河川）	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.36
	氾濫域の拡大防止	#31 治水施設・ポンプ（河川）	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.37
		#32 治水施設・ポンプ（河川）	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.38
	避難の確保（平時）	#33 治水施設・ポンプ（河川）	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.39
		#34 治水施設・ポンプ（河川）	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.40
	避難の確保（災害時）	#35 治水施設・ポンプ（河川）	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.41
		#36 治水施設・ポンプ（河川）	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.42
	治水影響の軽減策	#37 治水施設・ポンプ（河川）	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.43
		#38 治水施設・ポンプ（河川）	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.44
	災害復旧（治水氾濫の防止）	#39 治水施設・ポンプ（河川）	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.45
		#40 治水施設・ポンプ（河川）	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	河川法 河川法施行令 河川法施行規則	国庫支出金 地方交付金 地方債 地方債	p.46

図- 2.2 流域治水施策集 Ver2.0 水害対策編（令和5年3月、国土交通省）

岐阜県下の地域特性に応じた流域治水施策パッケージ



1) 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策(河川区域での対応)

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、河川区域では「ためる」対策、「ながす」対策、「氾濫水を減らす」対策を進める。

国直轄区間の治水安全度との整合を図りながら、堤防整備や河道掘削、ダムの整備等、治水安全度を向上させる対策や、支川での洪水調節施設の組み合わせにより、事業効果が効率的に発現するよう計画を策定する。

2) 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策(集水域での対応)

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、集水域(雨水が河川に流入する地域)では「ためる」対策を進める。役割分担に基づき、多面的機能を活用した治水対策を推進する。新たな宅地開発や圃場整備等が流出増につながるおそれがあることを考慮し、既存のため池や水田・休耕田などの活用(田んぼダム)、森林整備など、流域内の既存ストックを活用し、雨水貯留浸透機能の確保を積極的に進める。また、開発が進んだ地域においても、公共施設における雨水貯留浸透施設の整備や、住宅・事業所等における雨水貯留浸透機能の向上により、流出抑制を図る。

3) 被害対象を減少させるための対策(氾濫域)

被害対象を減少させるために、氾濫域(河川等の氾濫により、浸水が想定される地域)では「水災害リスクがより低い区域への誘導・住まい方の工夫」、「輪中堤の保全等による浸水範囲の限定」等の対策を進める。

氾濫域においては、水防災に対応したまちづくりとの連携や住まい方の工夫を推進する観点から、居住誘導区域の設定を行い、水害リスクの高い地区の宅地化を抑制する。また、災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策により、市街地への経済影響を最小化する。

4) 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策(氾濫域)

被害の軽減・早期復旧・復興のために、氾濫域では「避難」、「経済被害軽減」、「早期復旧・復興」対策を進める。

氾濫域においては、被害の軽減を図る観点から、洪水等に対応したハザードマップの作成を中小河川まで拡大し、リスク情報の空白域を解消する。また、洪水時における要配慮者利用施設に係る避難計画・避難訓練に対する市町の助言・指示により、避難の実効性を確保する。

(2)河川管理者(岐阜県)が行う氾濫を出来るだけ防ぐ・減らすための対策

河川管理者(岐阜県)が主体となっていく「河川区域」の「①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策」(以下、「河川区域内施設整備」と言う。)は、今後も強力に推進する。

注)河川区域内施設整備とは、これまで各流域における総合的な治水対策プランにおいて「ハード対策」として示されてきたものを指す。

河川区域内施設整備の対象河川は、以下の指標により選定する。

- ①近年の洪水における家屋の浸水実績
- ②県内河川の整備目標のバランス
- ③現況河川の整備状況、関連事業の勘案

平成 26 年 3 月の「改定新五流総」での対象河川は、近年(昭和 51 年 9 月台風第 17 号豪雨災害から平成 25 年度)の洪水における家屋の浸水実績、県内河川の整備目標のバランス(背後地の人口・資産状況等を踏まえて設定した県内河川の長期整備目標のバランス)、現況河川整備状況、関連事業等を総合的に考慮して設定していた。

今回の改定で、短期目標である 10 年で対象とする河川は、平成 26 年 3 月の「改定新五流総」において短期で実施予定とされていた事業のうち、未実施箇所を基本とする。

また、「改定新五流総」策定以降、計画を超える洪水で家屋浸水被害が発生した河川など、事業の必要性を踏まえて選定する。

具体的な選定フローを、図-2.4 に示す。

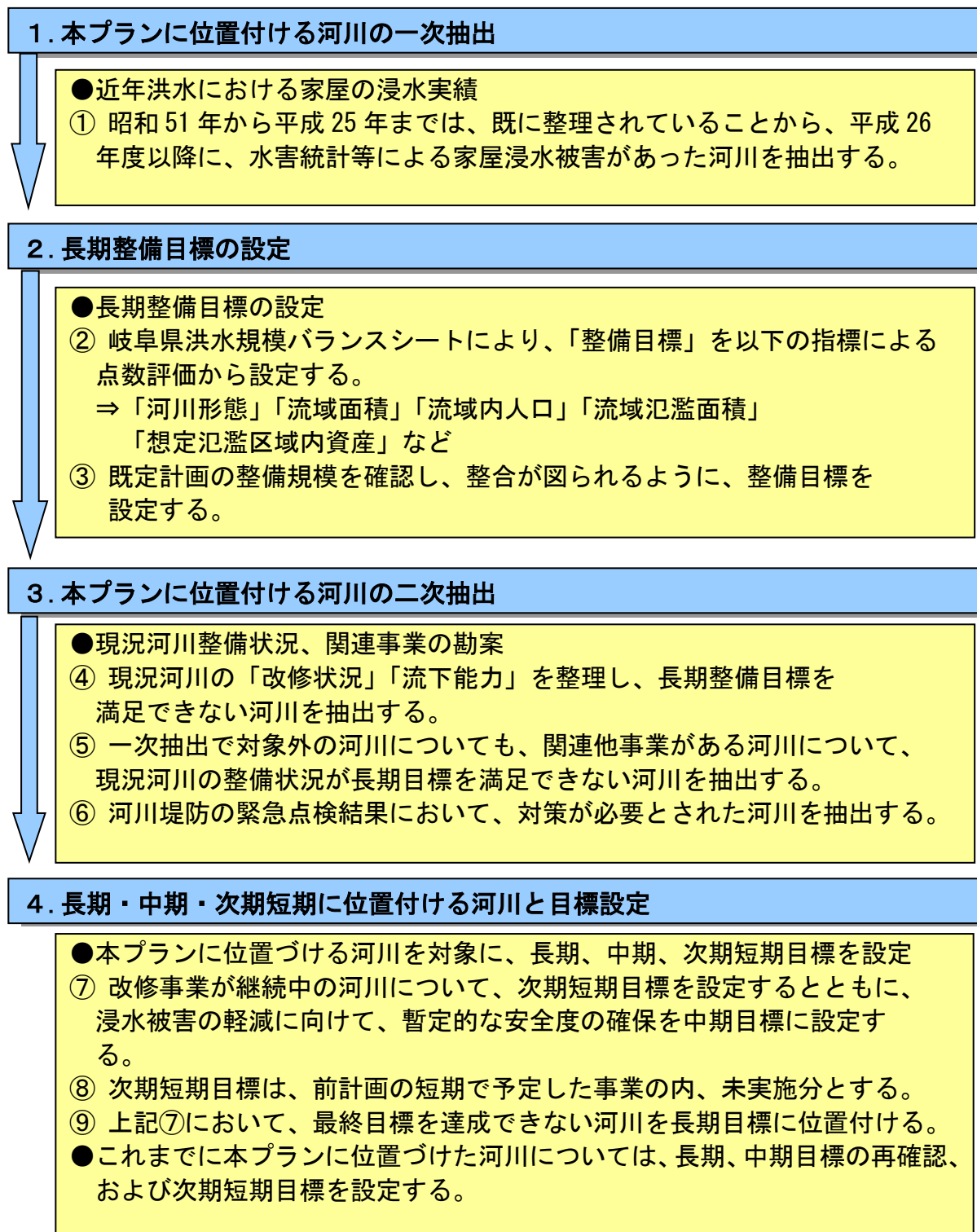
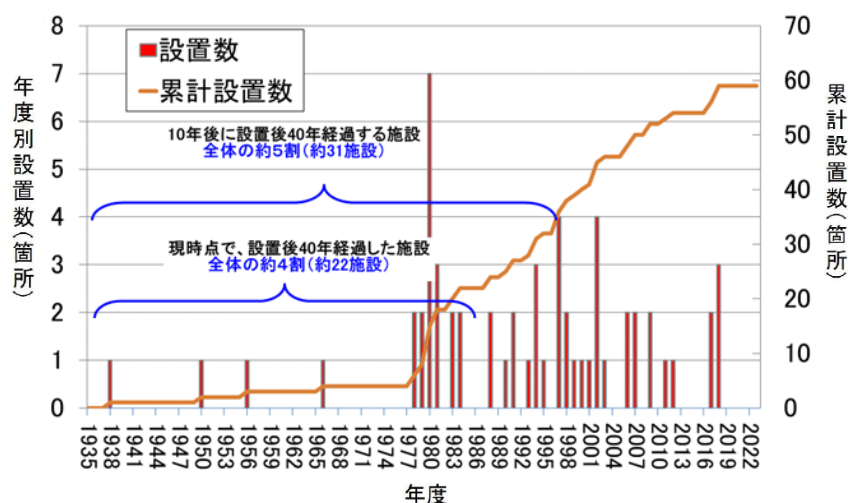


図- 2.4 本プランにおける整備の対象河川の選定フロー

1) 河川構造物の長寿命化

このため、岐阜県では平成 26 年 3 月に「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」を策定し、従来の対症療法型の維持管理を見直し、効率的・効果的な予防保全型の維持管理を実施している。さらに、令和 3 年 4 月には、これまでの点検結果や補修実績などを反映させて計画を改訂し、施設の信頼性を確保しつつ、維持管理コストの縮減や中長期計画による予算平準化を図るとともに、ライフサイクルコストの最小化に取り組んでいる。今後も約 5 年ごとに計画を見直しながら、PDCA サイクルに基づき、持続可能な施設の維持管理を推進していく。



県下全体 堰、水門、樋門・樋管、陸閘、排水機場、浄化施設、ダム

既定計画策定時(黒字) : 646 施設 → 既定計画改定時(変更箇所のみ赤字) : 652 施設

種類	堰	水門	サイフォン	樋門・樋管			陸閘	排水機場	河川浄化施設	ダム	合計
				断面積5㎡以上		断面積 5㎡未満					
				操作 必要	操作を 要しない						
施設数	2	1	0 →1	38	41 →43	540	12 →15	5	2	5	646 →652
				小計619→621							

注) 河川構造物とは、排水機場・樋門等を指す。河川堤防は土により構成されており劣化しないため更新の必要はなく、長寿命化の対象としない。なお、表面の状況については日常の管理の中で適切に維持していく。

2) 河川構造物の耐震化

河川構造物の耐震化については、近い将来発生が予想される、大規模地震に備えた被害想定と対策が急務である。

東日本大震災や能登半島地震では、液状化現象により河川堤防や河川構造物が広範囲で被災した。特に沖積平野では、南海トラフ巨大地震などの大規模地震が発生した場合、液状化現象により河川堤防や排水機場、樋門・樋管などの構造物が地震後も機能を維持できるかが懸念され、耐震性能の確保が重要である。

このため、岐阜県では管理する河川堤防や重要な河川構造物について、地震被害の最小化や早期復旧を目指し、長寿命化計画との整合を図りながら耐震化を進めてきた。その結果、排水機場や樋門・樋管の耐震化はおおむね完了した。一方、河川堤防については耐震化が未着手であり、地震後の氾濫による二次被害を防ぐため、対策工事や早期復旧に向けた計画の検討が必要である。

今後、最新基準（平成 28 年 3 月版）に基づき河川堤防の耐震性能を再評価し、限られた予算内で実施可能な対策工事や盛土拠点の整備を進める予定である。また、地震被害によって治水安全度が低下した場合、洪水時には、周辺住民や関係市町に避難情報を迅速に提供することが求められる。そのため、危機管理型水位計を備蓄し、災害復旧が完了するまでの間、被災箇所周辺で水位情報を速やかに提供できる体制を整備する。

表- 2-2 岐阜県の耐震性能照査対象施設一覧

河川構造物の耐震性能照査実施状況(令和6年度末時点)

(単位：箇所)

耐震性能照査対象構造物	37
対策不要	11
対策済	25
要対策	1

河川堤防の耐震性能照査実施状況(既定計画策定時点)

(単位：km)

耐震性能照査対象構造物	524.0
耐震照査実施済み	524.0
対策不要	510.4
要対策	13.6

耐震性能照査の対象

国土交通省水管理・国土保全局治水課「河川構造物の耐震性能照査指針」に基づき河川堤防、水門・樋門、排水機場の照査を実施することとする。

(4)適切な維持管理

1)維持管理の現状

岐阜県が管理する河川の延長は約 3,000km（全国 8 位）と非常に長い。しかし、現場を管理する職員の減少や予算の制約により、維持管理は変状や不具合に対処する個別的な対応に留まるのが実情である。また、河道や河川管理施設の基礎情報の整備は近年始まったばかりで、履歴情報の蓄積も不十分である。河川規模や重要度の多様性を踏まえ、体系的かつ効果的・効率的な維持管理が求められている。これを実現するには、河川の状態変化を把握・分析し、管理内容を充実させることが重要である。

2)維持管理の目的

洪水被害の防止、適正な河川利用、流水機能の維持、良好な河川環境の整備・保全を目的に、各河川の特性に応じた維持管理を地域住民や関係機関と連携して行う。

また、動植物の生息・生育・繁殖環境を保全しながら、自然と親しむことができる河川空間を維持していくとともに、その利用を促進する。

3)維持管理の手段

河川ごとに「河川維持管理計画」を策定し、適切に維持管理を実施する。

巡視・点検を通じて河道や河川管理施設の状態を把握し、必要に応じて河道掘削、立木伐採、施設補修などの対策を実施する。

- ・河川維持管理計画に基づく河川の点検及び巡視

河川巡視規程に基づく河川巡視

堤防点検実施方針に基づく堤防点検

- ・親水施設点検
- ・魚道点検（FWS（フィッシュウェイサポーター）による点検実施）
- ・水生植生（ツルヨシ等）の周辺状況の観察
- ・DX による効率的な維持管理

スマートパトロールシステムを活用した効率的な河川巡視の実施

スマート施設点検システムを活用した堤防点検及び魚道点検の実施

<県民協働による維持管理>



地元区長や関係市町との合同河川巡視



フィッシュウェイターによる魚道点検の実施

図- 2.6 県民協働による維持管理

<DX 化による効率的な維持管理①>

スマートパトロールシステム、ドローンなどの新技術や ICT を活用した DX により、河川管理施設点検および河川巡視や河川維持管理を効率化、効果的に実施する。

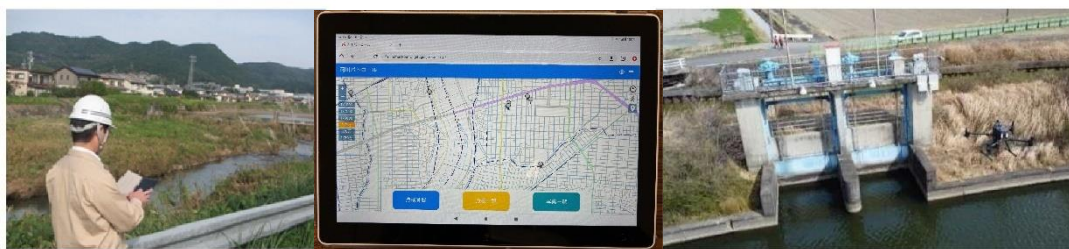


図- 2.7 GPS 機能付きタブレット点検、ドローン（無人航空機）の活用

<DX 化による効率的な維持管理②>

グリーンレーザを活用した河川測量を通じて、河床洗堀や土砂堆積などの河床変動の把握、さらには河川内の樹木・植生の分布状況を把握し、的確に維持管理を行う。

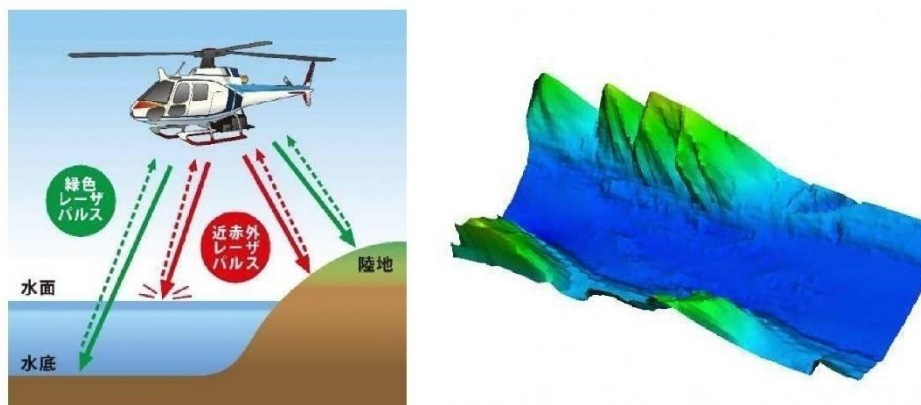


図- 2.8 航空レーザ測深（ALB）の計測イメージ河道の三次元計測データ

(5)災害への備え

1) 想定される複合災害

石川県能登地方では令和6年の元日に能登半島地震、9月下旬に豪雨という複合災害に見舞われた。地震後の長い避難所生活を経てようやく仮設住宅に入ったものの、その仮設住宅が豪雨による床上浸水被害を受け、再度避難所生活に戻ることを余儀なくされた被災者も少なくなかった。仮設住宅の立地にも注意を払っておかねばならない。

性質の異なる災害が密接にかかわりあって発生する「複合災害」だが、水災害の視点から最も警戒すべきは、地震後に洪水が発生する場合である。地震による液状化などで堤防が損傷した場合、通常よりも治水安全度が大幅に低下した状態であり、平成7年の兵庫県南部地震では、実際に大規模な堤防の沈下が発生した。そこで洪水が発生すれば被害が甚大なものになることは想像に難くない。

そうした被害を防ぐため、複合災害に至る前の対応が必要であり、実際に能登半島地震では、石川県内灘町の河北潟で堤防沈下が発生し、大型土のうや盛土による応急復旧が行われたり、七尾市つつじが丘の護岸では延長約260mにも渡って地盤沈下が起こり、浸水被害を防ぐための応急対応が実施された。

岐阜県においても、液状化現象発生の可能性が高い沖積平野や地下水位の高い砂質層からなる旧河道において同様の被害が想定される。

2) 避難に資する情報提供の取組み

①堤防等機能低下時における避難に資する情報提供の取組み

石川県では地震によって堤防や護岸の機能が著しく低下したことから、避難指示等の発令や水防活動の目安となる基準水位を、通常より引き下げる暫定措置が実施された。岐阜県でも同様の事態が想定されるため、避難に資する情報が円滑に提供できるよう、危機管理型水位計を備蓄し、被災箇所迅速に設置できる体制を整備する。

②長期停電時における避難に資する情報提供の取組み

石川県では地震後の長期停電で水位観測データの提供が停止する事例が発生した。同様の事態に備え、以下の対策を講じる。

<各水位観測局に外部給電設備を設置>

現在、水位計のバッテリーは、外部給電無しで72時間は水位観測を継続することができる。それに加えて、ポータブル発電機等の外部給電設備を設置することで、72時間を超える停電が続いた場合でも、水位計バッテリーの充電を行えるようにし、継続した水位情報の提供を可能にする。

＜各水位観測局の IP 化＞

水位観測局の IP 化により、有線回線（NTT 専用回線）で通信障害が発生した場合でもモバイル回線や衛星回線等の多様な通信手段の選択肢を確保する。

3) 河川堤防の応急復旧について

令和6年能登半島地震では、道路の寸断や渋滞が発生した影響により、国の初動対応（避難所までの支援物資輸送）に時間を要した。

現在、地震を想定した堤防復旧用の土砂の備蓄は行っておらず、災害発生時にその都度、土砂を調達しているが、大規模地震発生時は、道路災害などが同時多発している可能性が高く、道路の寸断や渋滞等により土砂の運搬に時間を要し、遠方からの土砂の運搬の場合、復旧に多くの車両や時間を要する。また、道路等の応急復旧のためにも土砂が利用され、堤防復旧用土砂の調達に時間がかかることや復旧に必要な量を確保することが困難な場合も想定される。

特に、出水期に地震が発生し、堤防が沈下した場合、本来の堤防機能を満足に発揮することができず、低い水位で氾濫するおそれがあるため、応急復旧が必要となる。また、堤防の背後地に住家や道路をかかえ、家屋浸水被害や道路の冠水による通行不能などが想定される場合は、さらに緊急度が高く、時間的猶予がない中での対応が求められる。

そこで、事前に土砂を備蓄し、堤防が沈下した際に、盛土や土のうとして活用するための拠点を整備する。それにより、土砂の運搬時間の短縮や調達に要する時間を省くことができ、速やかな応急復旧が可能となる。

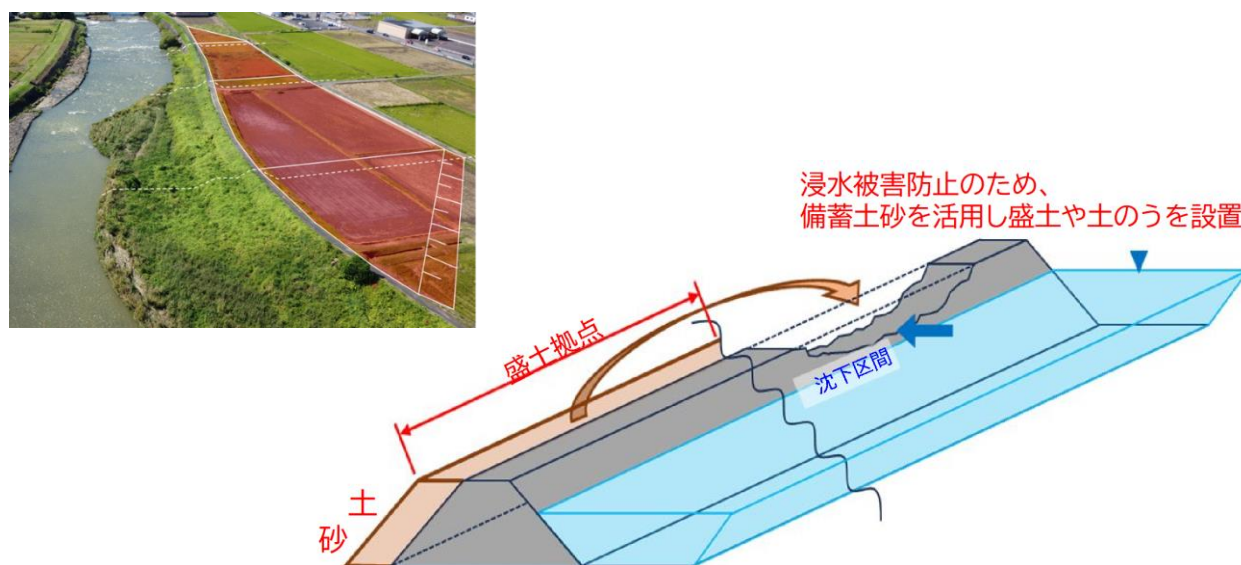


図- 2.9 盛土拠点イメージ

(6)自然共生川づくり・かわまちづくりの推進

岐阜県は、「清流の国ぎふづくり」に取り組んでおり、ぎふ清流国体やぎふ清流大会、「清流の国ぎふ」文化祭 2024 などを通じて、「清流」が岐阜県のアイデンティティ、魅力として広く認識されている。その県民に根付いた「清流」を守る意識により、岐阜県の豊かな清流や森林、農地を守り、活用して、明日につなげていく社会を作り上げていくため、河川の水質浄化対策、魚道の機能回復、水生生物などの生息場を保全・再生・創出する川づくりなど自然と共生した川づくりを実施し、「清流」環境の保全・再生・創出に努める。また、流域治水の推進を通じて、流域の関係者が連携して取り組む機運の高まりを、ネイチャーポジティブを実現する好機と捉え、環境保全・整備に取り組み、グリーンインフラの推進にもつなげていく。

1)生物の生息・生育・繁殖環境を保全・再生・創出する自然共生川づくり

岐阜県の流域には、豊かな自然環境が残り、多様な水生生物が生息している。河川整備において、環境調査や学識者の意見を基に、現状の流路形態や特性の改変を最小限に抑え、瀬・淵などの機能保全や再生に努め、自然と共生した川づくりに努める。また、現在の河川が持つ豊かな環境を保全・復元するためには、治水対策と同様に河川環境についても目標を明確にし、関係者が共通認識のもとで保全・創出・整備を進めることが重要である。そのため、岐阜県自然共生工法川づくりの手引きを活用し、目標設定から設計、施工、管理に至るまで一貫した川づくりを実施する。また、自然共生工法管理士が積極的に関与し、技術力の向上を図るとともに、外来種の拡散防止に努める。加えて、気候変動の影響もあり、異常渇水等の発生頻度が高まる可能性があることから、生物の生息・生育・繁殖環境に必要な水量を確保するよう努める。

2)河川利用・かわまちづくりの推進

岐阜県の河川は、地域住民の生活やレクリエーションの場であり、重要な景観要素でもある。河川整備では、地域住民や関係機関と連携し、安全性と景観の両立を図りながら、不法投棄などの課題に対応し、適正利用を促進する。また、地域の魅力向上を目指し、歴史・文化・景観を活かした「かわまちづくり」を推進し、グリーンインフラを取り入れた整備を進める。また、水難事故防止の啓発活動を強化し、協議会や広報を通じ安全な河川利用を促進する。さらに、県民の水辺への意識を高める取組み（ミズベリング）を通じ、水害・防災意識を啓発し、地域の安全・安心向上を図る。

3)河川の水質改善

「清流」を維持するため、関係機関や流域住民と協力し水質の改善に取り組むとともに

に、河川整備では、水循環の維持を考慮し従来の自然環境や景観の保全に取り組む。保水遊水区域を保全し維持流量確保や流況改善を進め、動植物の生息・生育・繁殖環境を保全する。

(7)DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進

持続可能な維持管理及び点検、整備の効率化による維持管理コストの縮減を図るため、これまでの技術者による近接目視点検、紙媒体の記録、手作業による点検帳票作成について、今後は、ドローンやグリーンレーザ等のリモートセンシング技術等を活用した遠隔点検を行うことやスマートパトロールシステム、スマート施設点検システムを活用し、点検記録などをデジタルデータにて入力・保存し、各種帳票等資料の自動生成を行うなど、様々な ICT 技術を積極的に取り入れ、あらゆる河川管理施設へ対象を広げつつ、維持管理業務の効率化を進める。

また、近年、建設業において、就労者の高齢化による大量退職や若年層の高い離職率により、業界全体において深刻な担い手不足が発生している。これらの課題の解決を図るため、ICT の更なる活用により、河川改修や長寿命化工事等の建設現場の生産性の向上と労働環境の改善を進める。

3 計画の運用

(1) 具体的な事業計画の立案

本プランは、中長期的な治水対策のビジョンを示すものであり、河川法に基づく河川整備計画の策定にあたっての基礎となるものである。今後、本プランに従って中期的な事業の具体的な計画を国土交通省や流域自治体など関係機関と協議しながら検討し、災害の発生状況などに応じ柔軟に河川整備計画の見直しを行う。

(2) 事業推進体制の整備

1) 新五流総地域委員会の議論による総合的な治水対策プランのフォローアップ・ブラッシュアップ

平成 25 年に五流域にそれぞれ設置した「新五流総地域委員会」は、各流域における総合的な治水対策プランに関する地域の意見を聴取し、本プランの実施状況を関係機関で情報共有しながら、流域全体の治水対策を推進する役割を担っている。

また、水防法に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、多様な関係者が連携して総合的かつ一体的に取り組む「地域の取組方針」をとりまとめるとともに、水害リスク情報や地域での取組状況を共有することで、社会全体で水防災意識を高め、洪水氾濫による被害軽減を図るものである。

今回の改定にあたり、整理した流域治水施策を着実に進めるため、地域委員会を通じて、地域での取組みを流域の自治体・関係主体と共有しながらフォローアップし、地域の特性に見合った流域治水施策を推進・拡充するために必要な議論を継続していく。

2) 流域治水プロジェクト、流域治水協議会への参画

神通川水系において、流域のあらゆる関係者が協働して水災害対策に取り組む「流域治水」を計画的に推進するため、「常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川流域治水プロジェクト協議会」に参画し、「神通川水系流域治水プロジェクト」のもと、協議・情報共有をしながら事業を推進する。

3) 市街地内を流下する支川の既定の流域対策計画の着実な推進

江名子川、苔川等の市街地内を流下する支川については、土地利用や流出抑制等の流域対策について、河川管理者と市が連携して検討を進め、着実に推進する。

(3) 河川環境のモニタリングと河川管理への活用

当流域が有する河川環境の現状とその価値を十分に把握するため、既往の調査結果の分析に加えて必要な調査を行い、河川整備計画の検討や事業の影響予測等に反映させる。

また、事業実施に当たっては担当者・従事者の環境教育を行うとともに、地域の住民や団体と協力しながら実施後のモニタリング調査を実施する。

(4) 担い手育成・確保と DX

流域治水の推進に向け、流域全体で多層的な治水対策を進めるため、大学や専門団体、流域自治体などと連携し、多様な立場の関係者に専門的情報をわかりやすく伝えられる人材の育成に努める。また、環境教育や防災教育を継続するため、これらの分野の専門情報を分かりやすく伝えられる人材の育成及び教材の開発を進める。

建設業の生産性の向上と労働環境の改善を図るため、ICT 施工技術の周知と ICT 技術の積極的な採用に努める。

岐阜県版多自然川づくりである「自然共生川づくり」を支える人材の育成を強化する。国内の最新の知見の収集と普及啓発、現場での実践を通じて、治水と環境の調和した河川管理に資する人材育成を進める。さらに、かわまちづくり、流域治水、グリーンインフラの観点をもって川づくり・まちづくりに取り組むことができる人材を育成する。

(5) 防災意識の向上

本プランにより、ハード面の対策を推進しつつ、流域自治体の住民が防災意識を向上させていくことで、洪水発生時の確実な避難行動につなげ、ハード対策と両輪で推進していくことが必要である。具体的には危機管理型水位計の設置・運用、防災情報の効果的な発信・共有、あるいは田んぼダムへの理解向上など、流域住民と共に流域治水の達成に向けた取組みを進めることが求められる。

(6) 川づくり目標の見直し

河川整備計画及び「岐阜県自然共生川づくりの手引き」に基づいて各河川で設定した川づくり目標について、本プランの改定時など、適切な機会に見直しを行う。見直しにあたっては、それまでの取組みの成果や課題の整理、最新の知見を踏まえ、治水、利水、自然環境、景観、歴史、文化、利用等の観点から、対象河川の特徴と地域社会の要請を踏まえた目標とする。

(7) プランの見直し

本プランは、現時点における各種課題や流域治水への取組状況に基づき改定したものであり、今後の新たな知見や技術、大規模な洪水の発生状況等によって、必要に応じて見直しを行う。

流域編

1 宮川流域の現状

(1) 流域の姿と治水対策プランの経緯

「第3次 新五流総 宮川流域における総合的な治水対策プラン」の対象流域の本川、神通川水系宮川は、岐阜県高山市一之宮町の川上岳（標高 1,626m）に源を発して、同市において、江名子川、大八賀川、苔川、川上川、小八賀川、瓜巢川、宇津江川を合わせ、飛騨市において荒城川、太江川、戸市川、小鳥川等の各支川を合わせたのち、岐阜県・富山県の県境で高原川と合流して神通川と名前を変え、富山湾に注ぐ一級河川である。

高原川合流点より上流の宮川流域は、高山市、飛騨市の2市からなり、流域面積約1,943km²、本川流路延長76km、流域内人口は約11万人（2020年国勢調査）となっている。

宮川沿川にはその昔国府がおかれ、8世紀中頃に国分寺が建立されるなど、飛騨地方における中心地として古くより栄えてきた。そのため、沿川には歴史的伝統的な建造物や町並があり、また、屋台で有名な高山祭、起し太鼓の古川祭などの著名な祭りが行われている。河川沿川の織りなす景観は飛騨の景勝地となり、宮川の諸河川そのものが観光地飛騨の財産ともなっている。高山市、飛騨市の市街地に潤いを与える用水の多くも宮川から取水されており、雪流し、防火用水等に使われる等、地域の生活と密接に関わっている。一方、高原川周辺には平湯・福地・新平湯温泉などがあり、年間延べ約230万人*の観光客が訪れている。（※岐阜県令和4年岐阜県観光入込客統計調査より引用）

以上のように宮川・高原川は沿川の飛騨地域の文化、生活と密接な係わりをもった河川である。その一方で、宮川流域は過去幾度となく水害に苦しめられてきた。特に平成16年10月20日から21日にかけて岐阜県を襲った台風第23号は、宮川流域の本川と支川に大きな洪水をもたらし、甚大な被害を発生させた。この水害を契機として、災害関連事業、災害復旧助成事業等に着手し、抜本的な河川改修を実施してきた。

しかし、これらの短期集中的な事業によっても、中長期的に見れば宮川流域は、水害に対して十分安全であるとは言えない状態である。また、近年全国的に1時間を100mmを超す短期的・局地的な集中豪雨が頻発する傾向になっており、こうした水害に対応するため、岐阜県は平成19年に県内主要5流域に対するハード・ソフト両面の対策として「岐阜県新五流域総合治水対策プラン」を策定し、宮川流域では「宮川流域における総合的な治水対策プラン」のもと県民と将来ビジョンを共有しながら、安全・安心の向上を目指して総合的な治水対策に取り組んできた。その後、流域においてさらに総合的な治水体系とするため、平成26年に「宮川流域における総合的な治水対策プラン」として改定した。この改定では、九州北部豪雨や東日本大震災、中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故を受け、従来の治水対策に加え、堤防の緊急点検に基づく対策や河川構造物の耐震化・長寿命化などの維持管理の視点を追加している。

以上のように、宮川流域では総合的な治水対策の実施により、治水安全度が向上してきた。近年の水災害の激甚化・頻発化や建設業の担い手不足、地震・水害の複合災害のリスクといった新たな課題への対応が急務となっている。これらの状況を踏まえ、「宮川流域における総合的な治水対策プラン」を改定し、前述の「流域治水」の考えに基づき、本プランに基づく水災害対策について、流域の関係者とともに強力に推進していく。

なお、本プランの改定に当たっては、当流域内の自治体や有識者から構成する「宮川・庄川流域新五流総地域委員会」から意見聴取し、これを参考に取りまとめた。

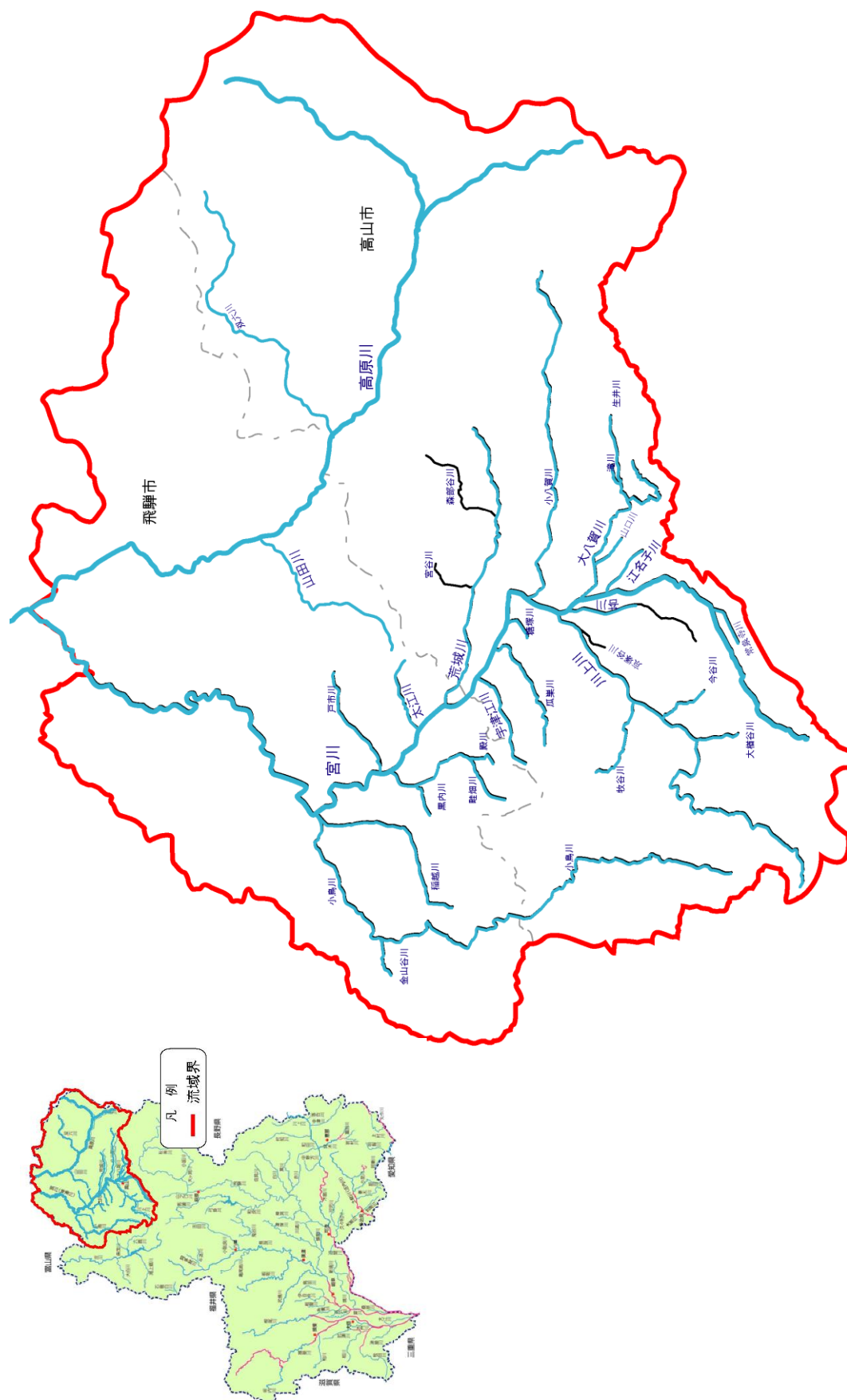


図-1.1 宮川流域の概要



天生高層湿原（飛騨市河合町）



古川祭（飛騨市古川町）



宇津江四十八滝（高山市国府町）



瀬戸川（飛騨市古川町）



おおくら滝（高山市清見町）



古い町並（高山市）



宮川源流部（高山市一之宮町）



宮川中橋（高山祭：高山市）

図-1.2 宮川・高原川流域における特徴的な風景

(2) 水害の歴史

宮川流域は、過去より多くの水害を経験してきた。終戦後、幾度か出水があり、昭和33年7月の集中豪雨では、高山市内で死者が出るなど特に大きな洪水であった。昭和58年9月の台風第10号では、宮川、荒城川をはじめ流域内の各河川で氾濫、堤防決壊等を生じ、平成11年6月では、江名子川沿川で家屋浸水や橋梁流失を生じる等、高山市を中心に被害が発生した。同年9月の台風第16号も飛騨市古川町、河合町、高山市国府町で洪水、土砂崩れ等が発生し、特に稲越川、殿川等においては河道が原形をとどめないほどの被害が生じた。また、流木による被害も大きなものとなった。

また、平成16年10月20日～21日にかけて岐阜県を襲った台風第23号は、宮川流域に甚大な被害をもたらし、浸水面積約377ha、家屋浸水531戸、このうち床上浸水は258戸、事業所等も含めた被害額は約147億円に達した。この豪雨の特徴は、宮川流域の南西部（宮川本川左岸域）に降雨が多かった点にあり、そのため、川上川とその支川、及び瓜巣川に被害が集中し、宮川本川では川上川合流地点より下流において浸水被害が著しかった。

近年では、平成26年8月14日～18日にかけて、本州付近に前線が停滞し、南海上から県内に湿った空気が流れ込み大気の状態が非常に不安定となり、非常に激しい雨が降り、高山市内においても記録的な豪雨により、市内各所で大きな被害が発生した。

表-1.1 昭和期以降の主要洪水とそれらによる洪水被害の概要

洪水発生年月日	洪水理由	床下浸水 (戸)	床上浸水 (戸)
昭和47年 7月 9日	梅雨前線	15	3
昭和51年 9月12日	台風第17号	21	14
昭和54年 8月21日	前線および台風第11号	21	60
昭和58年 9月28日	台風第10号	87	21
平成 4年 7月15日	梅雨前線	44	0
平成11年 6月30日	梅雨前線	10	46
平成11年 9月15日	台風第16号	148	209
平成16年10月20日	台風第23号	273	258
平成26年 8月17日	前線	45	22
平成30年 7月 8日	梅雨前線 台風第7号	3	1
令和2年 7月 7日	梅雨前線	3	4

出典；水害統計

(3)治水対策

1)これまでの事業

宮川流域においては、戦後各所で治水対策が行われてきた。主に災害対策として河川改修が進められてきており（表-1-2 参照）、これらの対策により宮川流域の治水安全度は向上してきている。また、平成元年に荒城川において丹生川多目的ダムの建設着手、平成8年に大八賀川において大島治水ダムの建設に着手し、平成24年に丹生川多目的ダムが完成した。

このように治水対策を進めてきた結果、各地域での治水安全度は着実に向上しているが、一方で宮川本川や高山市街地を流れる江名子川のように改修途上の河川における現状の流下能力を超える洪水や、計画規模を超える洪水も発生しており、人命を守るための自主避難に資するソフト対策を中心とした施策の充実が必要である。

表-1.2 事業の経緯

河 川 名	時 期	事 業 内 容	箇所
宮 川	1 平成元年 ～ 事業中	公共小規模(広域河川改修)	L= 1,700m 飛騨市古川町高野～上野
	2 平成5年 ～ 事業中	公共局改(広域河川改修)	L= 1,000m 高山市国府町宇津江
	3 昭和62年 ～ 事業中	公共局改(広域河川改修)	L= 5,400m 高山市下切町
	4 平成16年 ～ 平成20年	河川災害復旧助成	L= 18,800m 飛騨市古川町野口～高山市冬頭町
	5 令和2年 ～ 事業中	大規模特定河川事業	L= 575m 飛騨市古川町谷
太江川	6 平成10年 ～ 事業中	県単局改	L= 580m 飛騨市古川町杉崎
荒城川	7 昭和38年 ～ 平成6年	小規模河川改修事業	L= 3,450m 宮川合流点～高山市国府町木曾垣内
	8 昭和45年 ～ 昭和53年	河川局部改良事業	L= 560m 高山市国府町八日町
	9 昭和54年 ～ 平成4年	河川局部改良事業	L= 400m 高山市国府町半田
	10 昭和63年 ～ 平成13年	河川局部改良事業	L= 1,350m 高山市国府町宮地～今
	11 平成13年 ～ 平成15年	統合河川整備(総流防)	L= 800m 飛騨市古川町三之町～片原町
川上川	12 平成元年 ～ 平成24年	河川総合開発事業(丹生川ダム)	— 高山市丹生川町折敷地
	13 昭和55年 ～ 平成6年	河川局部改良事業	L= 930m 高山市清見町三日町
牧谷川	14 平成16年 ～ 平成20年	河川災害復旧助成	L= 13,435m 宮川合流点～高山市清見町三ツ谷
	15 平成16年 ～ 平成20年	河川災害復旧助成	L= 4,817m 川上川合流点～高山市清見町牧ヶ洞
大櫛谷川	16 平成16年 ～ 平成20年	河川災害復旧助成	L= 2,440m 川上川合流点～高山市清見町三ツ谷
苔 川	17 昭和46年 ～ 昭和63年	小規模河川改修事業	L= 2,375m 高山市本母町～岡本町
	18 平成元年 ～ 事業中	公共小規模(総流防)	L= 2,100m 高山市岡本町～千島町
大八賀川	19 平成8年 ～ 事業中	治水ダム建設事業(大島ダム)	— 高山市大島町
江名子川	20 昭和59年 ～ 平成12年	新河道整備事業	L= 925m 高山市
	21 平成26年 ～ 事業中	公共小規模(総流防)	L= 2,660m 高山市大新町～江名子町
常泉寺川	22 昭和55年 ～ 平成12年	小規模河川改修事業	L= 2,090m 高山市一之宮町日景
高原川	23 平成10年 ～ 令和3年	直轄事業	L= 1,700m 高山市奥飛騨温泉郷一重ヶ根
山田川	24 昭和53年 ～ 完了(不明)	小規模河川改修事業	L= 317m 飛騨市神岡町船津
	25 平成4年 ～ 平成14年	河川局部改良事業	L= 235m 飛騨市神岡町船津
	26 平成7年 ～ 平成16年	河川局部改良事業	L= 380m 飛騨市神岡町山田

表-1.3 丹生川ダム諸元一覧

位 置	岐阜県高山市丹生川町折敷地
管理者	岐阜県
型 式	重力式コンクリートダム
堤 高	69.5m
堤 頂 長	227.0m
堤体積	23.1万m ³
非越流部標高	E.L. 872.0m
集水面積	23.0km ²
湛水面積	0.32km ²
総貯水容量	620万m ³
有効貯水容量	530万m ³
常時満水位	E.L. 857.0m
サーチャージ水位	E.L. 868.0m



丹 生 川 ダ ム

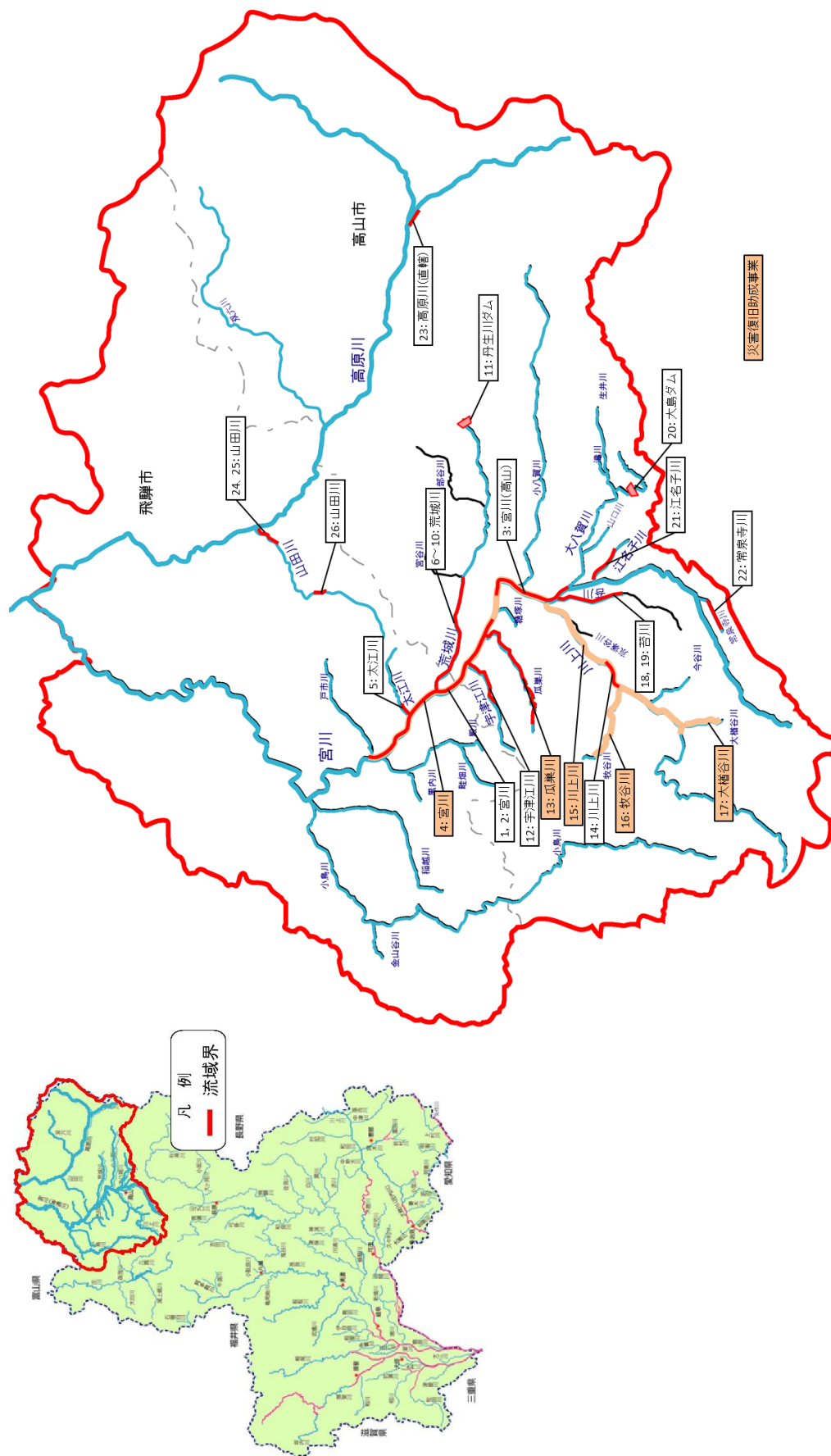


図-1.2 宮川流域における河川区域内施設整備の実施箇所とその推移

2) 継続中の事業

① 宮川

宮川本川においては、高山市の中心部や国府町、飛騨市古川町内で、河川改修が進められてきた。平成 16 年 10 月の台風第 23 号による出水は本川各所に深刻な浸水被害をもたらした。このため、特に被害が著しかった川上川合流点から戸市川合流点までの区間について宮川水系災害復旧助成事業の採択を平成 17 年 2 月に受け、平成 20 年度に事業が完了した。

現在は、古川工区と高山工区において、概ね 30 年に 1 度発生するおそれのある洪水を安全に流下できるよう改修事業を進めている。

② 苔川

苔川では、平成 16 年 10 月、平成 26 年 8 月の洪水により浸水被害が発生している。このため、宮川合流点から苔川橋までの区間について、概ね 30 年に 1 度発生するおそれのある洪水を安全に流下させることができるように、河川改修を進めている。

③ 江名子川

江名子川では、平成 11 年 6 月、平成 16 年 10 月、平成 21 年 7 月の洪水により浸水被害が頻繁に発生している。このため、宮川合流点から江名子橋までの区間について、概ね 10 年に 1 度発生するおそれのある洪水を安全に流下させることができるように、河川改修を進めている。

④ 太江川

J R 橋梁部については抜本的な河道拡幅が困難なため、上流部での調節池整備等も含めた流量配分計画や道路下を活用した河積の確保等の検討を進めている。

表-1.4 継続中の河川区域内施設整備

河 川 名	計画規模	計 画 区 間	改 修 経 過			
			計画規模	区 間	延長	状 況
1 宮川(古川) 宮川(高山)	W=1/50	77.3km ～ 97.6km	W=1/30	77.3km ～ 89.9km	12.6km	改修中
			W=1/30	92.2km ～ 97.6km	5.4km	改修中
2 太江川	W=1/20	0.0km ～ 0.7km	W=1/20	0.0km ～ 0.6km	0.6km	改修中
3 宇津江川	W=1/30	0.0km ～ 4.5km	W=1/30	0.0km ～ 4.5km		休止中 (1/20で改修済)
4 苔川	W=1/50	0.0km ～ 4.3km	W=1/30	2.6km ～ 4.3km	1.7km	改修中
5 大八賀川 (大島ダム)	W=1/50	—	W=1/50	—	—	調査中
6 江名子川	W=1/30	0.0km ～ 2.6km	W=1/10	0.0km ～ 2.6km	2.6km	改修中

※計画規模 W=1/〇〇概ね〇年に一度発生する規模の洪水が安全に流下できる。

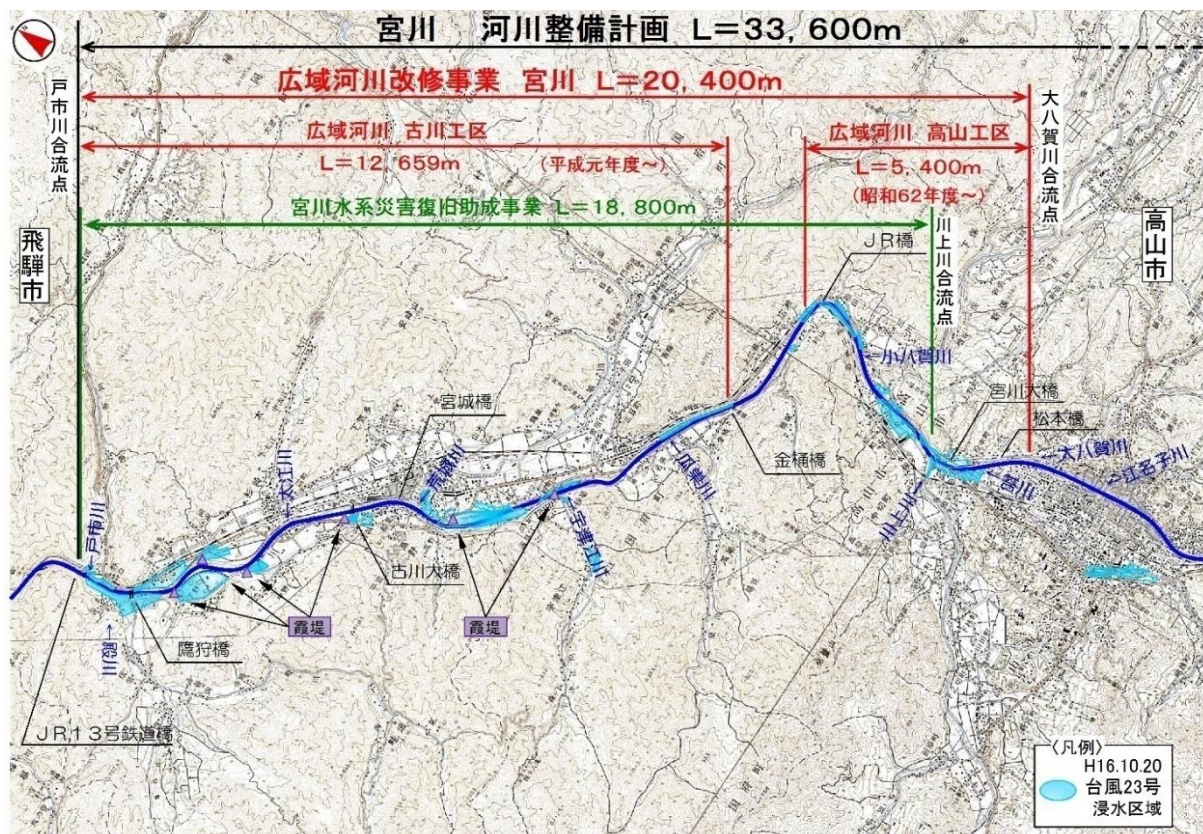


図-1.3 宮川 事業実施状況図



図-1.4 苔川 事業実施状況図



図-1.5 江名子川 事業実施状況図



図-1.6 太江川 事業実施状況図

⑤ 大八賀川（大島治水ダム建設事業）

大島治水ダムは、「宮川圏域河川整備計画」に位置づけられ、大八賀川における洪水被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、高山市大島町地先に建設する。

○洪水調節

ダム地点の計画高水流量 $155\text{m}^3/\text{s}$ のうち、 $90\text{m}^3/\text{s}$ の洪水調節を行い、大八賀川沿川の水害を防除する。

○流水の正常な機能の維持

ダム地点下流の大八賀川沿川の既得用水の補給を行う等、流水の正常な機能の維持と増進を図る。

表-1.5 大島治水ダム諸元一覧

位 置	左岸 高山市大島町字穴曾 右岸 高山市大島町字茶屋畑
型 式	重力式コンクリートダム
堤 高	53.1m
堤 頂 長	142.0m
堤 体 積	$105,000\text{m}^3$
総 貯 水 容 量	472万m^3
有効貯水容量	385万m^3
集 水 面 積	24.1km^2

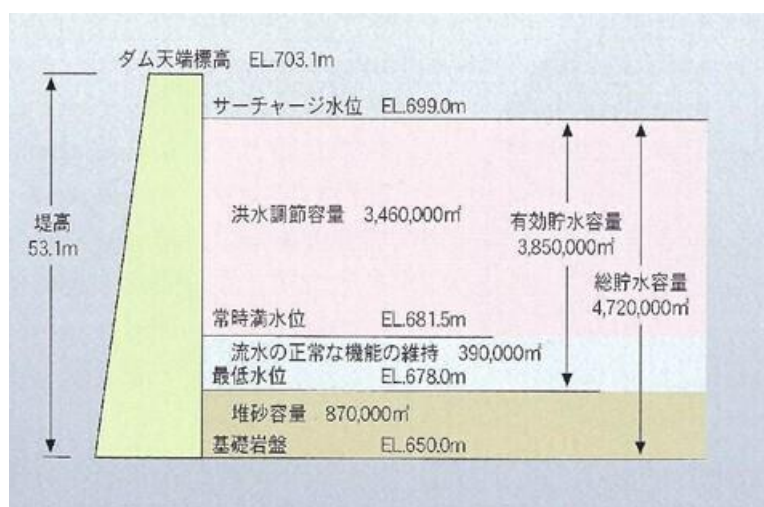


図-1.7 大島治水ダム貯水池計画

(4)河川環境

1) 魚類などの生物の生息・生育・繁殖環境

流域内の各河川には、自然の豊かな河川環境が残されており、アユ、カワムツ、カマツカ、ニゴイ、アマゴ、カワヨシノボリ等の30種にもおよぶ多様な魚類が生息する。貴重種としては、大八賀川においてレッドデータブックで絶滅危惧Ⅱ種に指定されているスナヤツメの生息が確認されている。



図-1.8 宮川流域の生物

2) 河川利用

高山市内を流れる宮川沿川には古い町並が残り、春と秋に行われる高山祭の時期等には多くの観光客が訪れる。宮川には、あじめ峡、桜野公園、千代の松原公園等の景勝地があり、江名子川の七夕祭り、大八賀川の白線流し等、河川にまつわる行事も多く行われている。また、宮川の河川水は農業用水のほか、消流雪、消防用水利等にも利用され、特に飛騨市古川町の用水である瀬戸川周辺の町並には、多くの観光客が訪れ、地域のまちづくりにも重要な役割を果たしている。

飛騨市の高原川では釣りや水浴などの利用が行われている他、国土交通省が推進する「ミズベリング・プロジェクト」の一環として、地元の企業団体等で組織された高原川ミズベリング協会が、官民協力の下、イベントを開催し、防災に関するパネル展示や、魚のつかみ取り、キッチンカーなど、水辺を利用した地域の活性化を図る取り組みを行っている。



瀬戸川 三寺まいり (飛騨市古川町)



高原川 鮎釣り (飛騨市)

図-1.9 宮川流域における河川利用

3) 河川の水質と水循環

宮川の水質は、水質汚濁に係る環境基準として宮川上流（常泉寺川合流点より上流）ではAA 類型、それより下流ではA 類型、支川の川上川、小八賀川、荒城川、小鳥川ではA 類型に指定されている。

(5) 河川構造物

河川構造物の老朽化は、全県的な課題であるため、県は平成 26 年 3 月に「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」を策定し、適切な点検及び計画的に施設の長寿命化更新、整備を進める等の予防保全型の維持管理を進め、施設の機能を維持してきた。令和 3 年 4 月には、それまでの点検結果や補修実績等を反映させて計画を改訂し、維持管理コストの縮減、中長期計画による予算平準化、ライフサイクルコストの最小化等に取り組んでいるが、今後、施設の老朽化がさらに進み、維持管理費の増大が懸念される。当流域においては、向町陸閘や大久古堰陸閘等が完成後長期間経過し、老朽化が懸念される施設が多く存在している。

また、当流域における地下水位の高い砂質層からなる旧河道では、大規模な地震の発生に伴い液状化現象による被害が発生する可能性が高く、堤防耐震照査において、対策を要すると判定された区間は無いものの、影響を受ける堤防等河川構造物が多数存在するため、万一の地震被害に備え復旧資材の備蓄を行い、被害の復旧は、災害復旧事業を活用する。



図-1.10 陸閘修繕状況

2 具体的な対策

河川管理者等が主体となつて行う河川区域内施設整備等を強力に推進するとともに、あらゆる関係者が協働して、流域全体で治水対策に取り組む「流域治水」を推進する。流域治水では、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、様々な手法を適切に組合せる。

(1) 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす(河川区域での対策)

河川区域においては、国管理区間の治水安全度との整合を図りながら、堤防整備や河道掘削、ダム、遊水池、砂防堰堤等の整備といった河川改修による流下能力の増強や支川におけるため池等の洪水調節施設の組合せにより、事業効果が効率的に発現するよう計画を策定する。

○洪水氾濫の防止（河道掘削・築堤・ダム・分水路）

- ・ 県が管理する河川の改修（県）
宮川本川 改修延長：約 29km
支川 7 河川 改修延長：約 42km
洪水調節施設（大島ダム、調節池）
- ・ 市が管理する河川の改修（市）

○ダム事前放流

- ・ 既存ダムにおける事前放流等の実施・体制構築（県、ダム管理者）

○排水施設・ポンプ

- ・ 定期的な排水ポンプ車操作訓練の実施（県）

○河川構造物の長寿命化・耐震化

- ・ 「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」に基づく、排水機場や樋門等の河川構造物の予防保全型の維持管理の実施（県）
- ・ 河川堤防の耐震化は限られた予算内で最も効率的な対策の検討・実施（県）

○自然共生川づくり（岐阜県版多自然川づくり）

- ・ 自然共生川づくりにより、川幅を広げ、生物の多様な生育環境を保全しつつ、河道内の貯留機能を高め、洪水ピーク流量の低減（県）
- ・ 市村が管理する河川で自然共生川づくりの実施・検討（市村）

○河川管理施設の維持管理

- ・ 河川維持管理計画に基づく河川管理施設や許可工作物の維持管理の実施（県）
- ・ 国の防災関連予算などを活用し、普通河川の浚渫や流下阻害となり得る要因の撤去など、適切な維持管理の実施（市村）

1) 整備対象河川の選定

整備対象とする河川は、「図-2.4」において示した対象河川の選定表による。

表-2.1 整備対象河川選定表

河川名	本・支川	流域面積 (km ²)	一次抽出（近年の家屋浸水実績）							二次抽出（現況河川の整備状況）					
			水害統計等による家屋浸水状況							一次抽出 結果	長期目標の整備規 模	現況 整備状況 △ 長期目標	関連 他事業	河川堤防 緊急点検 結果に基 づく対策	二次抽出 結果
			S51 ～60年	S61年 ～H2年	H3 ～7年	H8 ～12年	H13年 ～18年	H19年 ～25年	H26年 ～R5年						
宮川	本川	685.5				○	○		○	●	1/50 (1/30)	○		○	●
小鳥川	一次支川	279.5													
稲越川	二次支川	29.4				○				●	1/10				
戸市川	一次支川	20.5							○						
殿川	一次支川	36.8													
黒内川	二次支川	13.3													
畦畑川	二次支川	6.0													
太江川	一次支川	10.8						○		●	1/20	○			●
荒城川	一次支川	111.8							○		1/50	○		○	●
桐谷川	二次支川	5.0													
十三墓岐川	二次支川	5.0													
宮谷川	二次支川	10.3													
漆谷川	二次支川	1.4													
宇津江川	一次支川	14.9						○		●	1/30	○			●
瓜巢川	一次支川	22.8						○		●	1/20				
脇谷川	二次支川	3.1													
糖塚川	一次支川	2.6													
小八賀川	一次支川	149.1													
大萱谷川	二次支川	9.9													
山口谷川	二次支川	6.3													
小木曾谷川	二次支川	47.1													
池ノ俣川	二次支川	14.6													
川上川	一次支川	155.5						○	○	●	1/50 (1/30, 1/20)	○		○	●
高曹洞川	二次支川	5.8													
京塚谷川	二次支川	5.6													
牧谷川	二次支川	20.7						○		●	1/20				
今谷川	二次支川	10.8													
大櫛谷川	二次支川	14.7													
苔川	一次支川	16.6						○	○	●	1/50	○		○	●
大八賀川	一次支川	60.7				○			○	●	1/50 (1/30)	○		○	●
山口川	二次支川	5.7													
生井川	二次支川	15.0													
滝川	二次支川	4.6													
江名子川	一次支川	7.9				○	○	○	○	●	1/30	○		○	●
常泉寺川	一次支川	7.6									1/10				
高原川	一次支川	784.3												○	
ソンボ谷川	二次支川	17.9													
跡津川	二次支川	109.3													
山田川	二次支川	40.1												○	
吉田川	二次支川	9.2													
蔵柱川	二次支川	38.6				○				●	1/10				
双六川	二次支川	167.1													
中ノ俣川	三次支川	15.9													
北ノ俣川	四次支川	40.9													
蒲田川	二次支川	100.3													
合 計			0	0	0	5	8	1	6	11		8		8	8

2) 整備対象区間の設定

選定した対象河川のうち整備を実施する区間については、表- 2.2 に一括表示した通り、整備目標と現況河川の整備状況を勘案して設定した。

ただし、ここで対象外とした河川や区間についても、洪水の発生状況に応じて、災害復旧や維持修繕等の必要性が生じた場合には適切な対策を実施するとともに、新たな治水計画が必要となった場合にはその計画を本プランに追加していくこととする。

表-2.2 整備対象区間一覧表

河川名	本・支川	整備目標	対 象 区 間	延長 km
1 宮川	本川	W=1/50	69.0km付近 ～ 72.0km付近	3.0
2 宮川	本川	W=1/50	77.4km付近 ～ 97.6km付近	20.2
3 宮川	本川	W=1/30	97.6km付近 ～ 103.4km付近	5.8
4 太江川	一次支川	W=1/20	0.0km付近 ～ 0.7km付近	0.7
5 荒城川	一次支川	W=1/50	0.0km付近 ～ 13.6km付近	13.6
6 宇津江川	一次支川	W=1/30	0.0km付近 ～ 4.5km付近	4.5
7 川上川	一次支川	W=1/50	0.0km付近 ～ 8.1km付近	8.1
8 苔川	一次支川	W=1/50	0.0km付近 ～ 4.3km付近	4.3
9 大八賀川	一次支川	W=1/50	0.0km付近 ～ 8.6km付近	8.6
10 江名子川	一次支川	W=1/30	0.0km付近 ～ 2.6km付近	2.6

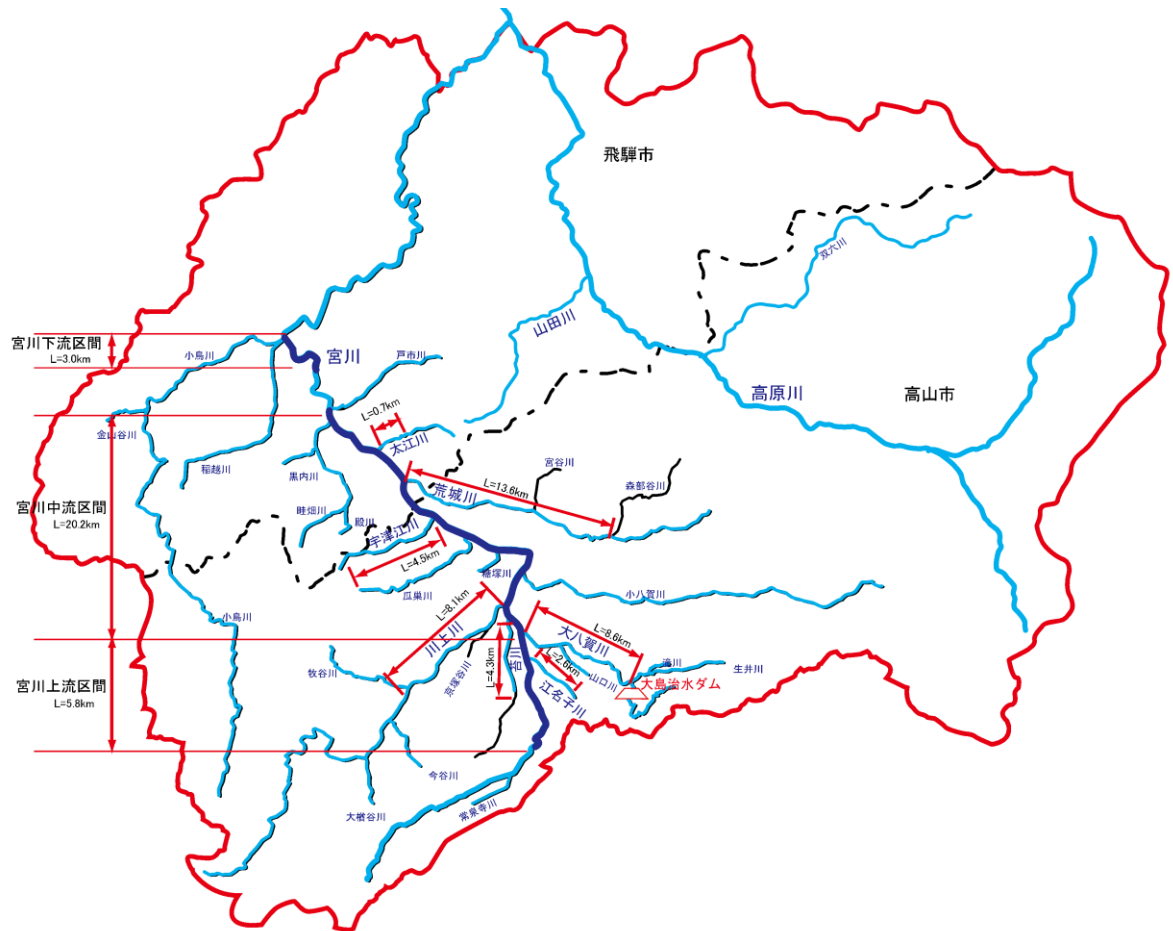


図-2.1 整備対象河川・区間の位置

3) 整備目標

対象河川における整備目標は、県内河川の現在の状況や当流域各河川における流域内の人口・資産・土地利用などの状況を考慮して、以下の表-2.3 のとおり設定した。

また、河川堤防の緊急点検結果に基づく要対策河川を、以下の表-2.4 のとおり設定した。それらの位置を模式的に示すと図-2.2 のとおりである。

表-2.3 整備対象河川と整備目標

整備目標	対 象 河 川
1/20	宮川、荒城川、川上川下流、苔川、大八賀川
1/30	宇津江川、川上川中流、江名子川
1/50	太江川

表-2.4 河川堤防の緊急点検結果に基づく要対策河川

	対 象 河 川
堤防の浸透に対する安全性確保	宮川、荒城川、川上川、苔川、大八賀川、江名子川、高原川
流下能力の確保	太江川、宇津江川
河岸侵食の安全性確保	山田川

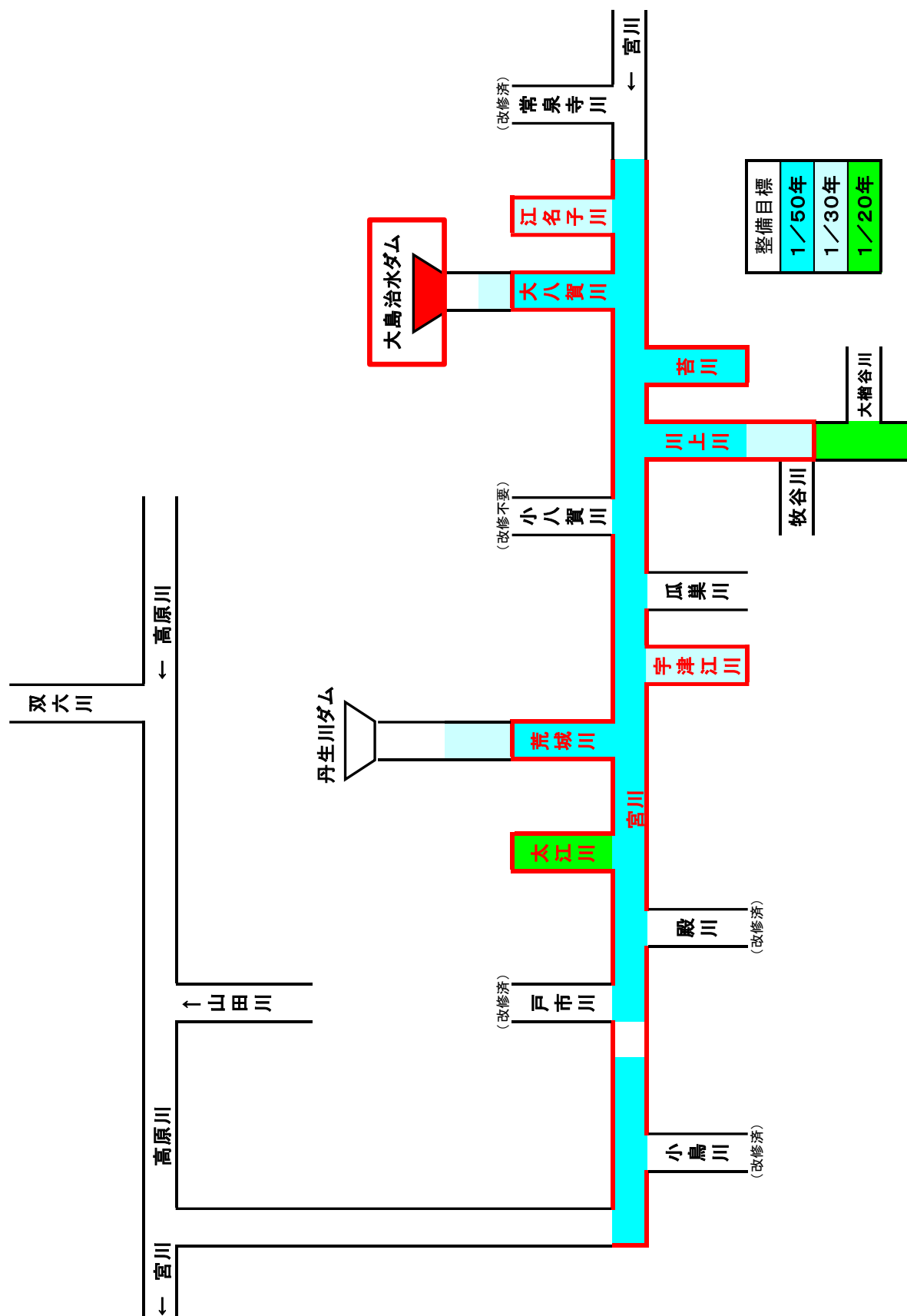


図-2.2 宮川流域における整備対象河川と整備目標

(2) 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす(集水域での対策)

○内水の排除（排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則）

- ・ 下水道排水施設の運用、維持管理を実施（市村）
- ・ 農業用排水施設の整備、維持管理を実施（市村）
- ・ 普通河川や水路における排水施設の整備、維持管理の実施（市村）

○河川への流出抑制、市街地等の浸水の防止（雨水貯留浸透施設）

- ・ 河川への流出抑制や市街地等の浸水防止のため、公共施設や民間施設における雨水貯留・浸透施設の設置や指導の推進（県・市村）
- ・ 公共施設における雨水貯留浸透施設の整備、維持管理の実施、または整備の検討（市村）

○市街地等の浸水の防止

- ・ 民間施設における雨水貯留浸透施設の整備、維持管理を指導、または指導の検討（市村）

○農地等の浸水の防止（ため池の活用、田んぼダム）

- ・ ため池の管理者（地元団体等）による継続的な適正管理を継続（市村）

○土砂・洪水氾濫の防止

- ・ 土砂、洪水氾濫、流木災害による被害軽減のため、リスクのある流域を調査し、必要に応じて対策を検討（県）

○森林の浸透・保水機能の発揮（森林整備・治水対策）

- ・ 各市村の山林（私有林を含む）の管理の実施、または実施の検討（市村）

○農地における浸透能の向上（耕作地・耕作放棄地の浸透能を高める）

- ・ 耕作地と耕作放棄地の浸透能向上に向けた取組みの実施または、実施の検討（市村）

(3) 被害対象を減少させる(氾濫域での対策)

○防災まちづくり

- ・ 避難路や避難施設の整備・確保、または整備の検討（市村）

(4)被害の軽減、早期復旧・復興(氾濫域での対策)

これまでの治水対策を進めてきた結果、各地域での治水安全度は着実に向上しているが、一方で改修途上の河川における現状の流下能力を超える洪水や、計画規模を超える洪水が発生しており、人命を守るための自主避難に資するソフト対策の充実を図るため、以下の施策を進める。

○避難の確保（平時）

- ・ 水害リスク情報の充実を図るため、洪水浸水想定区域図の作成や土砂災害警戒区域の指定を通じて、リスク周知の取組みを継続（県）
- ・ 各市村において、ハザードマップの更新、雨水出水浸水想定区域図の作成、内水ハザードマップの作成・周知（市村）
- ・ 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定および訓練の実施、または実施の検討（市村）

○避難の確保（災害時）

- ・ 危機管理型水位計や河川監視カメラを適切な維持管理の実施（県）
- ・ 岐阜県川の防災情報を活用した、わかりやすく河川情報の配信（県）
- ・ 各市村のホームページ、防災行政無線、メール、SNS 等で防災情報の発信（市村）
- ・ 各市村において、危機管理型水位計や河川監視カメラの設置・運用（市村）

○経済影響の軽減等

- ・ 土嚢資材の備蓄等による浸水対策の実施（県）
- ・ 浸水対策施設の整備、維持管理の実施、または整備の検討（市村）

○防災リーダー育成

- ・ 総合学習の実施や講師等の派遣により市村の取組みの後方支援（県）
- ・ 防災に関わる人材育成のため、防災士等の防災リーダーの育成を支援。また、自主防災組織等の活動支援や地域の防災教育を支援（市村）

○伝統的な浸水対策（水屋、自然堤防集落）

- ・ 地域の知恵に基づく伝統的な治水対策を再評価し、その保全と活用（市）

○浸水に備えた街並み

- ・ 自助共助公助による浸水に備えた街づくりの取組み、または取組みの検討（市村）

○新五流総地域委員会における大規模災害減災協議会の開催

- ・ 総合的な治水対策を推進するため、関係機関との連携強化を図る会議を開催（県、市村）

○水防団活動

- ・ 水防団員や消防団員の人材確保・育成と水防技術の伝承を通じて、水防活動を活性化するため、広報活動や水防資機材の支援を推進（県）
- ・ 各市村において、水防活動や担い手を増やすための支援を実施、または実施の検討（市村）
- ・ 自主防災組織の編成及び育成を支援（市村）
- ・ 水防資機材の常時点検、補充の継続（市村）

(5)段階的な進め方

近年の浸水被害や河川の現況治水安全度、本支川及び上下流のバランス、事業進捗等を考慮し、次期短期（今後概ね 10 年）、中期（今後概ね 20 から 30 年）、長期の対策を整理し、長期的な展望のもとで段階的・計画的に効果を発現させる。

段階的な進め方については、次頁からの図-2.3 と表-2.5～表-2.6 に示す。

河川区域内施設整備の全体像（宮川流域）

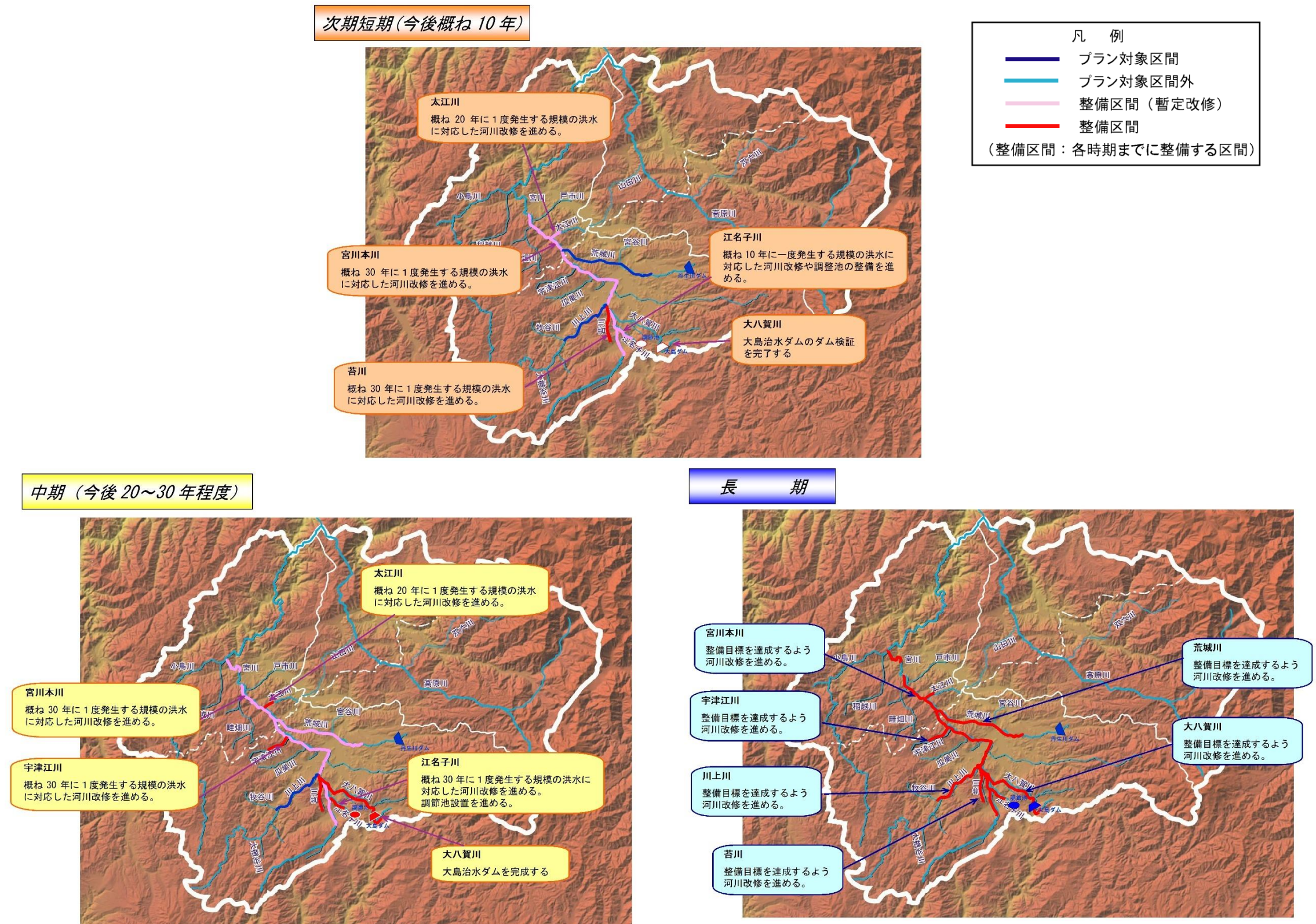


図-2.3 河川区域内施設整備と全体像

表-2.5 総合的な治水対策プラン「氾濫をできるだけ防ぐ・減らす」

総合的な治水対策プラン（宮川流域）

項目		目的	施策#	施策	実施主体	短期	中期	長期
1 氾濫を防ぐ・減らす	お 河 川 の 区 域 策 に	1-1 洪水氾濫の防止	# 1	河道掘削・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水地、輪中堤	河川管理者（県）	宮川本川（戸市川合流点より太江川合流点）においては、概ね30年に一度発生する規模の洪水に対応した河川改修を進める	宮川本川においては、概ね30年に一度発生する規模の洪水に対応した河川改修を進める	宮川本川においては概ね50年に一度発生する規模の洪水を安全に流下させる
						宮川本川（川上川合流点より大八賀川合流点）においては、概ね30年に一度発生する規模の洪水に対応した河川改修を進める	大島治水ダム（大八賀川）の整備	各支川においても目標とする規模の洪水を安全に流下させる
						苔川においては、概ね30年に一度発生する規模の洪水に対応した河川改修を進める	大八賀川においては、概ね50年に一度発生する規模の洪水に対応した河川改修を進める	
						江名子川（宮川合流点より江名子橋）においては、概ね10年に一度発生する規模の洪水に対応した河川改修や調整池の整備を進める	江名子川においては、概ね30年に一度発生する規模の洪水に対応した河川改修や調整池の整備を進める	
						太江川（宮川合流点より浄慶寺付近）においては、概ね20年に一度発生する規模の洪水に対応した河川改修を進める	太江川（宮川合流点より浄慶寺付近）においては、概ね20年に一度発生する規模の洪水に対応した河川改修を進める	
						大島治水ダム（大八賀川）について、ダム検証の実施	宇津江川においては、概ね30年に一度発生する規模の洪水に対応した河川改修を進める	
			# 2	ダム事前放流	ダム管理者	既存ダムにおける事前放流等の実施・体制構築（県、ダム管理者）	既存ダムにおける事前放流等の実施・体制構築（県、ダム管理者）	既存ダムにおける事前放流等の実施・体制構築（県、ダム管理者）
		津波・高潮による氾濫の防止	# 3	海岸保全施設の整備	海岸管理者			
		洪水氾濫の防止（排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則）	# 4	排水施設・ポンプ（河川）	河川管理者	県管理の排水ポンプ車の運用（県）	県管理の排水ポンプ車の運用（県）	県管理の排水ポンプ車の運用（県）
		河川構造物の長寿命化・耐震化	#	河川構造物の長寿命化・耐震化	河川管理者	岐阜県河川インフラ長寿命化計画に基づく、排水機場や樋門等の河川構造物の予防保全型の維持管理の実施（県）	岐阜県河川インフラ長寿命化計画に基づく、排水機場や樋門等の河川構造物の予防保全型の維持管理の実施（県）	岐阜県河川インフラ長寿命化計画に基づく、排水機場や樋門等の河川構造物の予防保全型の維持管理の実施（県）
						河川堤防の耐震対策の検討と実施（県）	河川堤防の耐震対策の検討と実施（県）	河川堤防の耐震対策の検討と実施（県）
		河川管理施設の維持管理	#	河川管理施設の維持管理	河川管理者	河川維持管理計画に基づく河川管理施設や許可工作物の維持管理の実施（県）	河川維持管理計画に基づく河川管理施設や許可工作物の維持管理の実施（県）	河川維持管理計画に基づく河川管理施設や許可工作物の維持管理の実施（県）
	集 水 域 に お け る 対 策	自然共生川づくり（岐阜県版多自然川づくり）	★	川幅を拡げ河道内貯留機能を高めてゆっくり流す	河川管理者	自然共生川づくりにより、川幅を広げ、生物の多様な生育環境を保全しつつ、河道内の貯留機能を高め、洪水ピーク流量を低減（県）	自然共生川づくりにより、川幅を広げ、生物の多様な生育環境を保全しつつ、河道内の貯留機能を高め、洪水ピーク流量を低減（県）	自然共生川づくりにより、川幅を広げ、生物の多様な生育環境を保全しつつ、河道内の貯留機能を高め、洪水ピーク流量を低減（県）
						各市村が管理する河川で自然共生川づくりを実施・検討（市村）	各市村が管理する河川で自然共生川づくりを実施・検討（市村）	各市村が管理する河川で自然共生川づくりを実施・検討（市村）
		1-2 内水の排除（排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則）	# 5	排水施設・ポンプ（下水道）	下水道管理者	下水道排水施設の運用、維持管理の実施（市村）	下水道排水施設の運用、維持管理の実施（市村）	下水道排水施設の運用、維持管理の実施（市村）
			# 6	用排水施設・ポンプ（農業水利施設）	国・都道府県農業水利施設管理者等	農業排水施設の整備、維持管理の実施、または整備の検討（市村）	農業排水施設の整備、維持管理の実施、または整備の検討（市村）	農業排水施設の整備、維持管理の実施、または整備の検討（市村）
			# 7	排水施設・ポンプ（普通河川・水路）	施設管理者	普通河川や水路における排水施設の整備、維持管理の実施（市村）	普通河川や水路における排水施設の整備、維持管理の実施（市村）	普通河川や水路における排水施設の整備、維持管理の実施（市村）
		河川への流出抑制、市街地等の浸水の防止	# 8	雨水貯留浸透施設（調節地・公共施設）	市町村・都道府県	河川への流出抑制や市街地等の浸水防止のため、公共施設や民間施設における雨水貯留・浸透施設の設置や指導の推進（県、市村）	河川への流出抑制や市街地等の浸水防止のため、公共施設や民間施設における雨水貯留・浸透施設の設置や指導の推進（県、市村）	河川への流出抑制や市街地等の浸水防止のため、公共施設や民間施設における雨水貯留・浸透施設の設置や指導の推進（県、市村）
						公共施設における雨水貯留浸透施設の整備、維持管理の実施、または整備の検討（市村）	公共施設における雨水貯留浸透施設の整備、維持管理の実施、または整備の検討（市村）	公共施設における雨水貯留浸透施設の整備、維持管理の実施、または整備の検討（市村）
		排水区域内の浸水の防止	# 9	雨水貯留浸透施設（下水道）	下水道管理者			
		市街地等の浸水の防止	# 1 0	雨水貯留浸透施設（民間施設）	民間事業者・個人	民間施設における雨水貯留浸透施設の整備、維持管理を指導、または指導の検討（市村）	民間施設における雨水貯留浸透施設の整備、維持管理を指導、または指導の検討（市村）	民間施設における雨水貯留浸透施設の整備、維持管理を指導、または指導の検討（市村）
		農地等の浸水の防止	# 1 1	ため池の活用	市町村・都道府県農業者	ため池の管理者（地元団体等）による継続的な適正管理の呼びかけを継続（市村）	ため池の管理者（地元団体等）による継続的な適正管理の呼びかけを継続（市村）	ため池の管理者（地元団体等）による継続的な適正管理の呼びかけを継続（市村）
			# 1 2	「田んぼダム」	農業者			
		土砂・洪水氾濫の防止	# 1 3	土砂・洪水氾濫対策	国・都道府県	土砂、洪水氾濫による被害軽減のため、リスクのある流域を調査し、必要に応じて対策を検討（県）	土砂、洪水氾濫による被害軽減のため、リスクのある流域を調査し、必要に応じて対策を検討（県）	土砂、洪水氾濫による被害軽減のため、リスクのある流域を調査し、必要に応じて対策を検討（県）
		流木による被害の防止	# 1 4	流域流木対策	国・都道府県	流木災害による被害軽減のため、リスクのある流域を調査し、必要に応じて対策を検討（県）	流木災害による被害軽減のため、リスクのある流域を調査し、必要に応じて対策を検討（県）	流木災害による被害軽減のため、リスクのある流域を調査し、必要に応じて対策を検討（県）
		森林の浸透・保水機能の発揮	# 1 5	森林整備・治山対策	国・都道府県・市町村・森林所有者等	事前防災地区整備プロジェクト（市町村との連携による治山施設と森林整備を組合せた事前防災対策）の取組を強化・継続実施（県）	事前防災地区整備プロジェクト（市町村との連携による治山施設と森林整備を組合せた事前防災対策）の取組を強化・継続実施（県）	事前防災地区整備プロジェクト（市町村との連携による治山施設と森林整備を組合せた事前防災対策）の取組を強化・継続実施（県）
						各市村の山林（私有林を含む）の管理の実施、または実施の検討（市村）	各市村の山林（私有林を含む）の管理の実施、または実施の検討（市村）	各市村の山林（私有林を含む）の管理の実施、または実施の検討（市村）
		貯留機能の保全（浸水の許容）	# 1 6	貯留機能保全区域	都道府県等			
		農地における浸透能の向上		耕作地・耕作放棄地の浸透能を高める	市町村農業者	耕作地と耕作放棄地の浸透能向上に向けた取り組みの実施または、実施の検討（市村）	耕作地と耕作放棄地の浸透能向上に向けた取り組みの実施または、実施の検討（市村）	耕作地と耕作放棄地の浸透能向上に向けた取り組みの実施または、実施の検討（市村）

表-2.6 総合的な治水対策プラン「被害対象を減少させる」「被害の軽減・早期復旧」

総合的な治水対策プラン（宮川流域）

2	被害対象を減らす	氾濫域における対策	新たな居住に対し、立地を規制する居住者の人命を守る	# 1 7	浸水被害防止区域	都道府県			
				# 1 8	災害危険区域	市町村・都道府県			
			既存の住居に対し、住まい方を工夫する	# 1 9	住宅等の防災改修（嵩上げ・ビロティ化等）	市町村・都道府県			
			既存の住居に対し、移転を促す	# 2 0	住居の集団移転	市町村			
				# 2 1	住居の個別移転	市町村			
			防災まちづくり	# 2 2	居住誘導区域、防災指針	市町村			
				# 2 3	防災まちづくり連携土砂災害対策	国・都道府県・市町村			
			防災まちづくり（高台まちづくり）	# 2 4	避難路・避難施設等の確保	市町村 民間事業者	避難路や避難施設の整備・確保、または整備の検討（市村）	避難路や避難施設の整備・確保、または整備の検討（市村）	避難路や避難施設の整備・確保、または整備の検討（市村）
			氾濫拡大の抑制	# 2 5	浸水被害軽減地区（盛土構造物等）	水防管理者			
			輪中堤の保全による浸水域の縮小	★	現存する輪中堤の機能の再評価と保全	市町村 輪中管理組合等			
3	被害の軽減・早期復旧	氾濫域における対策	避難の確保（平時）	# 2 6 ★	リスク空白域の解消（浸水想定区域・ハザードマップ）	河川管理者・下水道管理者・市町村	水害リスク情報の充実を図るため、洪水浸水想定区域図の作成や土砂災害警戒区域の指定を通じて、リスク周知の取組を継続（県） 各市村において、ハザードマップの更新、内水ハザードマップの作成・周知（市村）。	水害リスク情報の充実を図るため、洪水浸水想定区域図の作成や土砂災害警戒区域の指定を通じて、リスク周知の取組を継続（県） 各市村において、ハザードマップの更新、内水ハザードマップの作成・周知（市村）。	水害リスク情報の充実を図るため、洪水浸水想定区域図の作成や土砂災害警戒区域の指定を通じて、リスク周知の取組を継続（県） 各市村において、ハザードマップの更新、内水ハザードマップの作成・周知（市村）。
				# 2 7	要配慮者利用施設の避難確保計画・訓練	市町村 施設管理者	要配慮車利用者施設の避難確保計画を策定するとともに、訓練の支援を実施、または実施の検討（市村）	要配慮車利用者施設の避難確保計画を策定するとともに、訓練の支援を実施、または実施の検討（市村）	要配慮車利用者施設の避難確保計画を策定するとともに、訓練の支援を実施、または実施の検討（市村）
			避難の確保（災害時）	# 2 8	迅速・円滑な避難（避難のための情報発信）	市町村・個人 気象庁・河川管理者	危機管理型水位計や河川監視カメラを適切に維持管理し、岐阜県川の防災情報を活用して河川情報をわかりやすく配信し、平常時からリスクに備える（県） 各市村のホームページ、防災行政無線、メール、ＳＮＳ等で防災情報を発信（市村）	危機管理型水位計や河川監視カメラを適切に維持管理し、岐阜県川の防災情報を活用して河川情報をわかりやすく配信し、平常時からリスクに備える（県） 各市村のホームページ、防災行政無線、メール、ＳＮＳ等で防災情報を発信（市村）	危機管理型水位計や河川監視カメラを適切に維持管理し、岐阜県川の防災情報を活用して河川情報をわかりやすく配信し、平常時からリスクに備える（県） 各市村のホームページ、防災行政無線、メール、ＳＮＳ等で防災情報を発信（市村）
				★	危機管理型水位計・河川カメラ・岐阜県川の防災情報の適切な管理・運用	国・都道府県・市町村	各市村において、危機管理型水位計や河川監視カメラを設置・運用（市村）	各市村において、危機管理型水位計や河川監視カメラを設置・運用（市村）	各市村において、危機管理型水位計や河川監視カメラを設置・運用（市村）
			経済影響の軽減等	# 2 9	浸水対策（耐水化・止水壁等）	市町村・都道府県 民間事業者	土嚢資材の備蓄等による浸水対策の実施（県）	土嚢資材の備蓄等による浸水対策の実施（県）	土嚢資材の備蓄等による浸水対策の実施（県）
							浸水対策施設の整備、維持管理の実施、または整備の検討（市村）	浸水対策施設の整備、維持管理の実施、または整備の検討（市村）	浸水対策施設の整備、維持管理の実施、または整備の検討（市村）
			災害復旧（洪水氾濫の防止）	# 3 0	流域治水型災害復旧（遊水地・輪中堤）	河川管理者			
				# 3 1	災害復旧（遊水地内の迅速な土砂撤去）	河川管理者			
			防災リーダー育成	★	防災減災に関わる人材の育成	国・都道府県・市町村	総合学習の実施や、講師等の派遣により市町村の取組みの後方支援（県） 防災減災に関わる人材育成のため、防災士等の防災リーダーの育成を支援。また、自主防災組織等の活動支援や地域の防災教育を支援（市村）	総合学習の実施や、講師等の派遣により市町村の取組みの後方支援（県） 防災減災に関わる人材育成のため、防災士等の防災リーダーの育成を支援。また、自主防災組織等の活動支援や地域の防災教育を支援（市村）	総合学習の実施や、講師等の派遣により市町村の取組みの後方支援（県） 防災減災に関わる人材育成のため、防災士等の防災リーダーの育成を支援。また、自主防災組織等の活動支援や地域の防災教育を支援（市村）
							地域の知恵に基づく伝統的な治水対策を再評価し、その保全と活用（市）	地域の知恵に基づく伝統的な治水対策を再評価し、その保全と活用（市）	地域の知恵に基づく伝統的な治水対策を再評価し、その保全と活用（市）
			伝統的な浸水対策（水屋、自然堤防集落）	★	地域の知恵として見直し現代に活かす	国・都道府県・市町村			
			浸水に備えた街並み（長良川鵜飼屋、川原町地区）	★	自助共助公助により浸水に強い街を実現	国・都道府県・市町村	自助共助公助による浸水に備えた街づくりの取り組み、または取り組みの検討（市村）	自助共助公助による浸水に備えた街づくりの取り組み、または取り組みの検討（市村）	自助共助公助による浸水に備えた街づくりの取り組み、または取り組みの検討（市村）
			新五流総地域委員会における大規模災害減災協議会の開催	★	県・市町村の情報共有	都道府県	総合的な治水対策を推進するため、関係機関との連携強化を図る会議を開催（県、市村）	総合的な治水対策を推進するため、関係機関との連携強化を図る会議を開催（県、市村）	総合的な治水対策を推進するため、関係機関との連携強化を図る会議を開催（県、市村）
			水防団活動	★	水防団活動支援、担い手を増やすための支援	市町村 等	水防団員や消防団員の人材確保・育成と水防技術の伝承を通じて、水防活動を活性化するため、広報活動や水防資機材の支援を推進（県） 各市村において、水防活動や担い手を増やすための支援を実施、または実施の検討（市村）	水防団員や消防団員の人材確保・育成と水防技術の伝承を通じて、水防活動を活性化するため、広報活動や水防資機材の支援を推進（県） 各市村において、水防活動や担い手を増やすための支援を実施、または実施の検討（市村）	水防団員や消防団員の人材確保・育成と水防技術の伝承を通じて、水防活動を活性化するため、広報活動や水防資機材の支援を推進（県） 各市村において、水防活動や担い手を増やすための支援を実施、または実施の検討（市村）
							自主防災組織の編成及び育成を支援（市村）	自主防災組織の編成及び育成を支援（市村）	自主防災組織の編成及び育成を支援（市村）
							水防資機材の常時点検、補充の継続（市村）	水防資機材の常時点検、補充の継続（市村）	水防資機材の常時点検、補充の継続（市村）

(6) 自然と共生した川づくり

1) 魚類などの生物の生息・生育・繁殖環境を保全・再生・創出する川づくり

流域内の各河川には、自然の豊かな河川環境が残されており、多様な魚類が生息する。このような優れた河川環境を維持すべく、河川改修に際しては、着手に先立って環境調査を実施し、同時に学識者、関係機関などの意見を聴取し、それらに基づいて環境を十分に保全・再生・創出する工事内容とし、瀬・淵あるいは湧水箇所など現況河道の流路形態や特長の改変を最小限に抑えるとともに、必要に応じてそれらの機能保全、機能再生を図ることで、魚類を含む生物の生息・生育・繁殖環境の確保や整備に努める。

また、河川の貴重な自然環境の保全と復元を行っていくため、川づくりの設計から施工、管理に至る中で、積極的に岐阜県自然工法管理士の助言を得ながら、自然と共生した川づくりを進めるとともに、当該管理士の普及や技術力の向上に努める。

自然と共生した川づくりを進めるにあたり、現在の河川が有する豊かな河川環境を保全・復元することを目的とし、早期の植生回復を行う場合は、整備する箇所が、外来種の拡散に繋がらないよう配慮する。例えば、整備前の表層土を利用し、植生回復を行う場合、その場所が外来種・特定外来種が多く生育していた環境であれば、表層土としての利用を避けることとする。また、河川環境や在来種（生物）の生息・生育・繁殖に悪影響を与える特定外来種（生物）が大量発生するなどの事象が発生した場合には、学識者や関係機関等の意見を踏まえて対応する。

ダム事業では、魚類、鳥類、植生等の専門家で構成される「県営ダム環境影響検討会」を設置して、専門家の指導を得ながら事業を進めているが、今後事業の進捗に合わせてさらに必要な調査検討を行い、生息・生育・繁殖環境を保全・再生・創出する事業を実施する。加えて、ダムからの放流水を活用した水力発電を行い、カーボンニュートラルを促進する。



川づくり勉強会 実施状況

2) 河川利用

高山市内を流れる宮川沿川には古い町並が残り、多くの観光客が訪れるとともに、河川にまつわる行事も多く行われており、人が川と触れ合える貴重なオープンスペースとなっている。また、宮川の河川水は農業用水のほか、消流雪、消防用水利等にも利用されている。

宮川流域では優れた景観の維持等に努めるとともに、河川が適正に利用されるよう関係機関と連携した取組みを行っていく。

まちづくりと連携した川づくりとして、歴史、文化、景観等、河川が有する水辺の魅力を地域の交流の場や観光資源として活かし、新たな県の魅力として発信するため、グリーンインフラの概念を取り入れつつ、まちづくりと一体となった河川整備（かわまちづくり等）を行い、活力ある「清流の国ぎふづくり」を行っていく。

その一方で小規模な洪水時でも河川が危険な空間と化す場合があるため、利用・安全両面にとって必要な階段や坂路等の施設を、関係機関や地域住民と検討し整備に努める。



高原川ミズベリングイベントの様子
(かわまちづくり)



魚のつかみどり（神岡夏祭り）

3) 河川の水質改善の取組み

宮川の水質は、水質汚濁に係る環境基準として宮川上流（常泉寺川合流点より上流）ではAA 類型、それより下流ではA 類型、支川の川上川、小八賀川、荒城川、小鳥川ではA 類型に指定されている。しかし、地域住民は水質に関してより高い目標意識を有していることから、関係機関や流域住民と連携して良好な水質の確保に努める。

現在の宮川の優れた景観や豊かな自然環境にとって重要となる維持流量の確保に向けた調査を進める。また、河川整備にあたっては、宮川流域の健全な水循環が維持されるように配慮するとともに、行政と住民が連携した取組みも進める。



地元小学生による環境学習